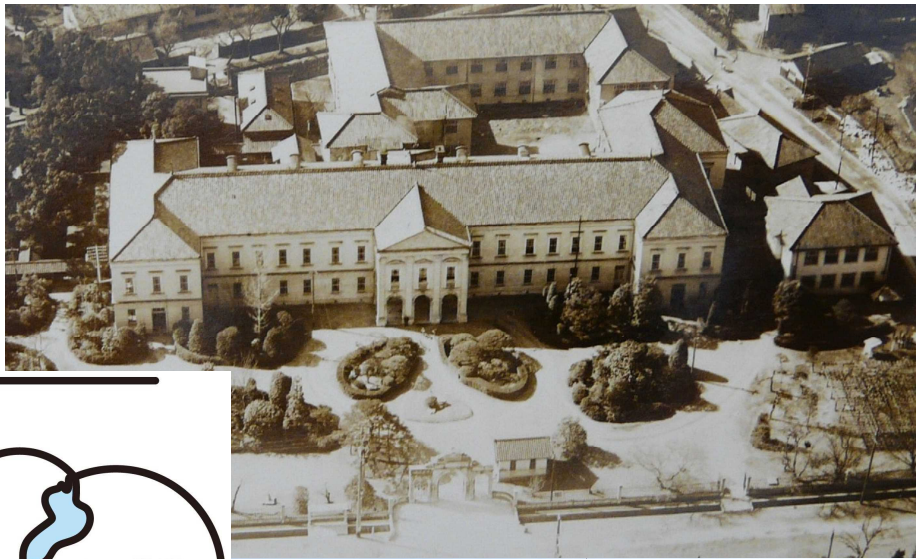


2022 わたしたちの県税



滋賀県

表紙

①滋賀県政150周年

滋賀県は、明治5年（1872年）9月29日に滋賀県と犬上県が合併し、現在の県域となって成立しました。令和4年（2022年）9月に滋賀県が誕生してから150年の節目を迎えるにあたり、県民一人ひとりがこれまでの滋賀の歴史を学んで先人の努力を振り返り、滋賀に一層誇りや愛着を持つとともに、未来を考える契機とすることを目的として、県政150周年を記念した様々な取組を進めていきます。

②旧県庁舎と現在の県庁舎（大津市京町四丁目1番1号）

明治21年（1888年）に竣工した旧県庁舎は第3代知事井中弘の主導で建設されました。昭和12年（1937年）に取り壊されるまで、半世紀の間県政の舞台となりました。現在の庁舎は昭和14年（1939年）に竣工し、平成26年（2014年）には登録有形文化財に登録されました。

も く じ

滋賀県の財政	1
市町税のあらまし	4
国税のあらまし	4
税金について	5

仕事と税

住民税	8
（個人県民税・市町民税）	
所得税	22
個人事業税	25
法人住民税	26
（法人県民税・市町民税）	
法人事業税	28
特別法人事業税	30
eLTAX（エルタックス）	31
法人税	32
地方法人税	32
鉾区税	32

自動車と税

自動車税環境性能割	33
自動車税種別割	34
自動車重量税	37
軽自動車税環境性能割	38
軽自動車税種別割	39
軽油引取税	40
揮発油税・地方揮発油税	41
石油ガス税	41

不動産と税

不動産取得税	42
固定資産税（市町税）	48
固定資産税（県税）	49
都市計画税	50
贈与税	51
相続税	53
登録免許税	54

貯蓄・株式投資等と税

県民税利子割	55
県民税配当割	56
県民税株式等譲渡所得割	56

暮らしと税

消費税・地方消費税	57
たばこ税	59
酒税	60
ゴルフ場利用税	61
狩猟税	62

琵琶湖森林づくり県民税	63
産業廃棄物税	64
県税の申告と納期限	66
加算金	67
延滞金	67
納税の猶予・県税の減免	69
県税の救済制度	69
県内の税金を取り扱う機関	
県税	70
市町税	71
国税	71
県税の納税窓口	72

税知識一チェック・ポイント！

わが家の住民税はいくら？	20
わが家の不動産取得税はいくら？	47

★Column

法定外目的税とは	65
納期限までに税金を納めないと どうなるの？	68

滋賀県の財政

県ではいろいろな仕事をしていますが、そのためには多くの費用がかかります。その費用（支出）に充てるための財源（収入）は、税金などでまかなわれています。このような県や市町などの地方公共団体や国の収入・支出とその運用のことを**財政**といいます。

県の財政は、知事が4月1日から翌年3月31日までの1年間の収入（**歳入**）と支出（**歳出**）を見積り、県議会の議決により決定します。これを**予算**といい、知事が責任をもって執行します。

県の歳入

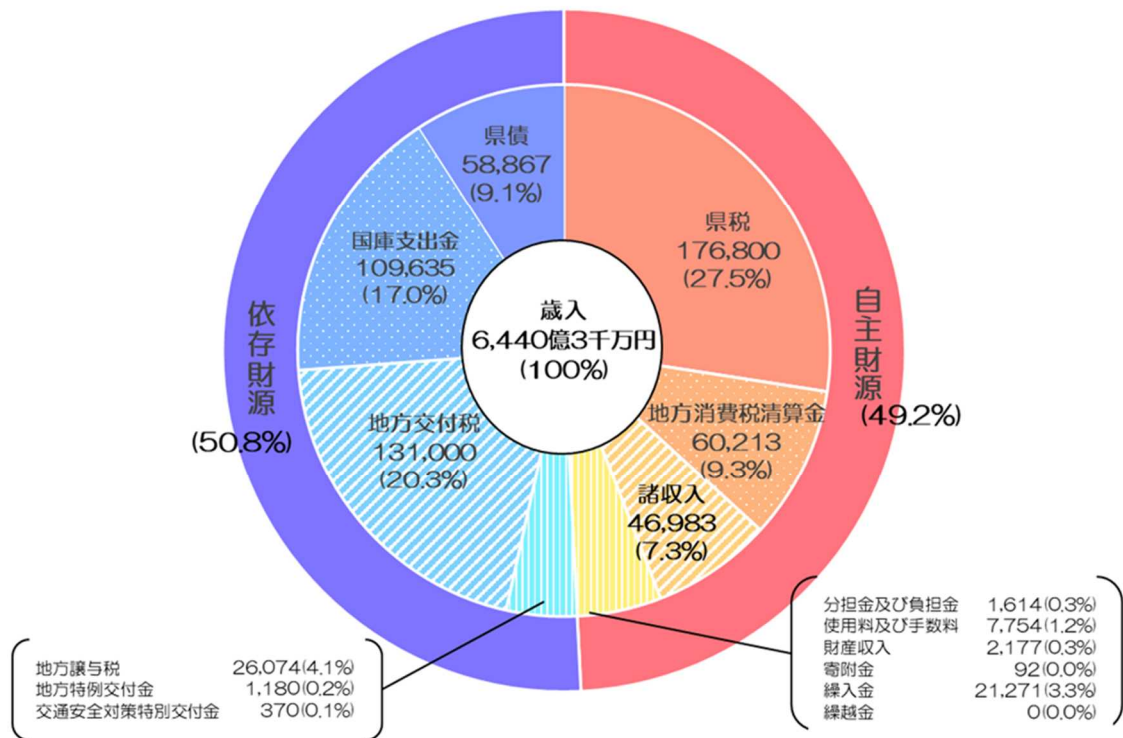
歳入は、県が自主的に収入できる**自主財源**と、他に依存する**依存財源**に分かれます。

自主財源は、県税のほかに、地方消費税清算金や諸収入などがあり、依存財源は、地方交付税、国庫支出金、地方譲与税といった国からの収入が大半を占めています。

令和4年度一般会計予算

(令和4年4月1日現在)

(単位：百万円)



※四捨五入の関係上、各項目の和が総額と一致しないことがあります。

○地方交付税

本来地方の税収入とすべきであるが、地方公共団体間の財源の不均衡を調整するために、国税として国が代わって徴収し、地方公共団体の財政力に応じて交付するもの（「国が地方に代わって徴収する地方税」）。

○国庫支出金

地方公共団体の行う特定の事務事業に対して国から交付される給付金のこと（国庫負担金、国庫補助金および国庫委託金の総称）。

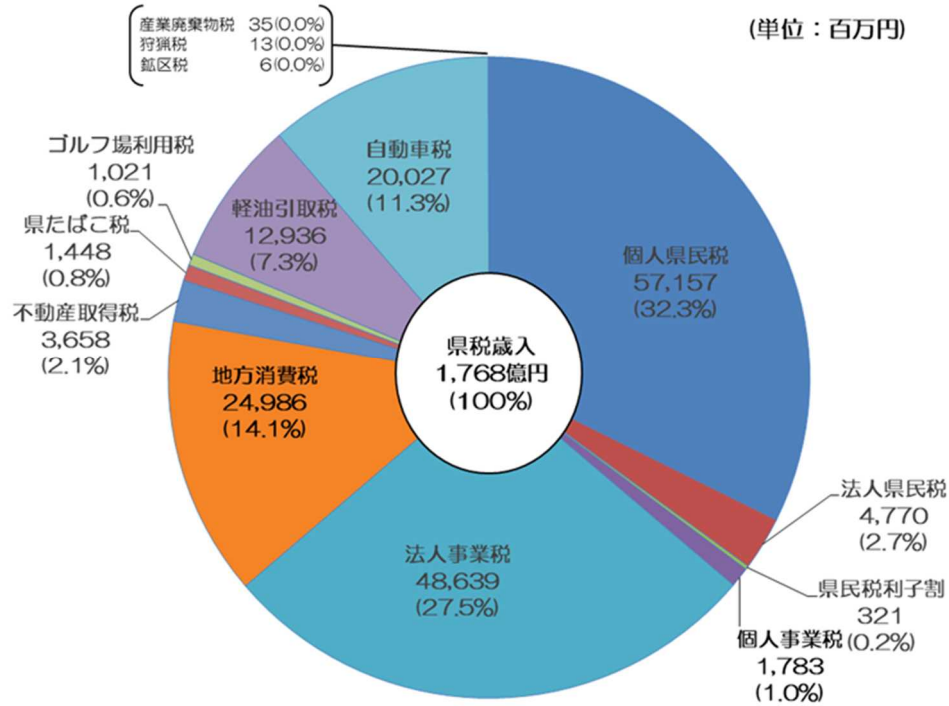
○県債

不足する財源を補うため、県が年度を超えて借り入れる借金。

このうち、自主財源の柱である県税収入の約 1,768 億円の内訳は、次のグラフのとおりとなっており、令和 4 年度においては、法人二税の大幅な増収が見込まれることから、前年度予算と比べて 9.3% 増加しています。

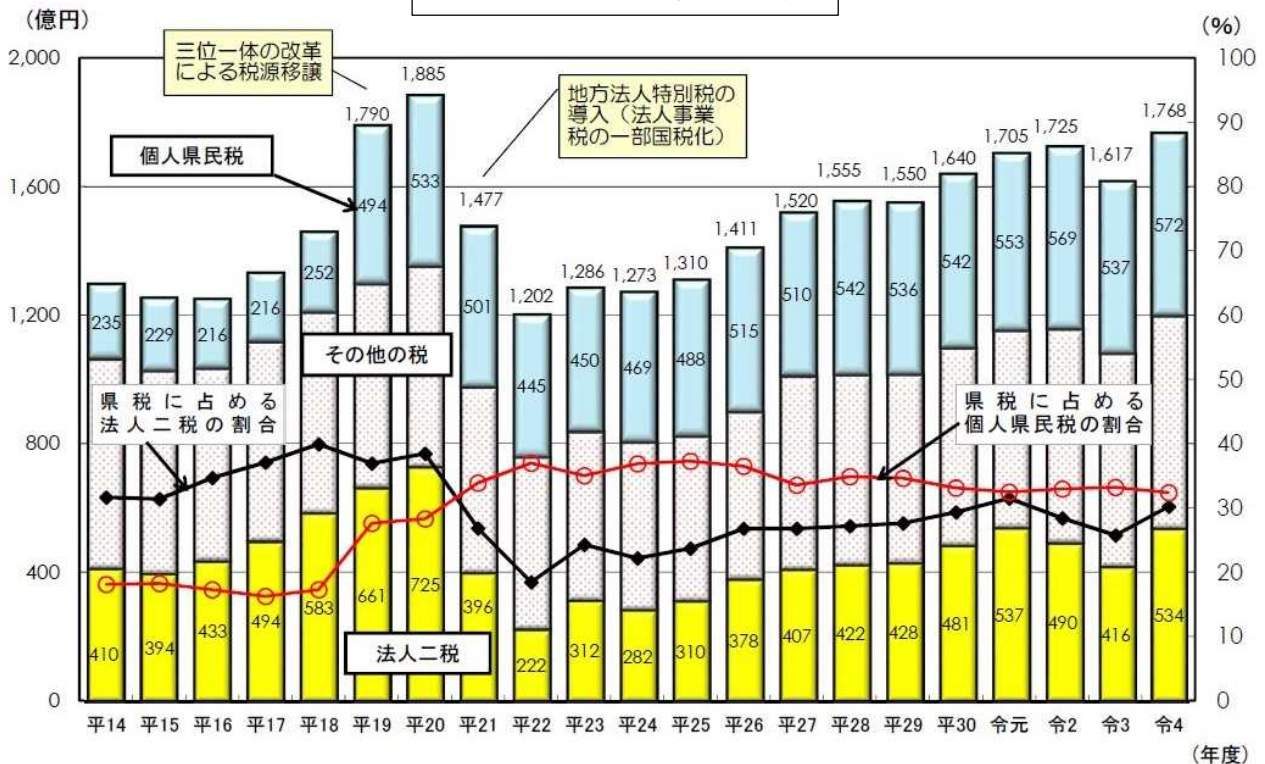
令和 4 年度県税歳入予算

(令和 4 年 4 月 1 日現在)



※四捨五入の関係上、各項目の和が総額と一致しないことがあります。

県税当初予算額の推移

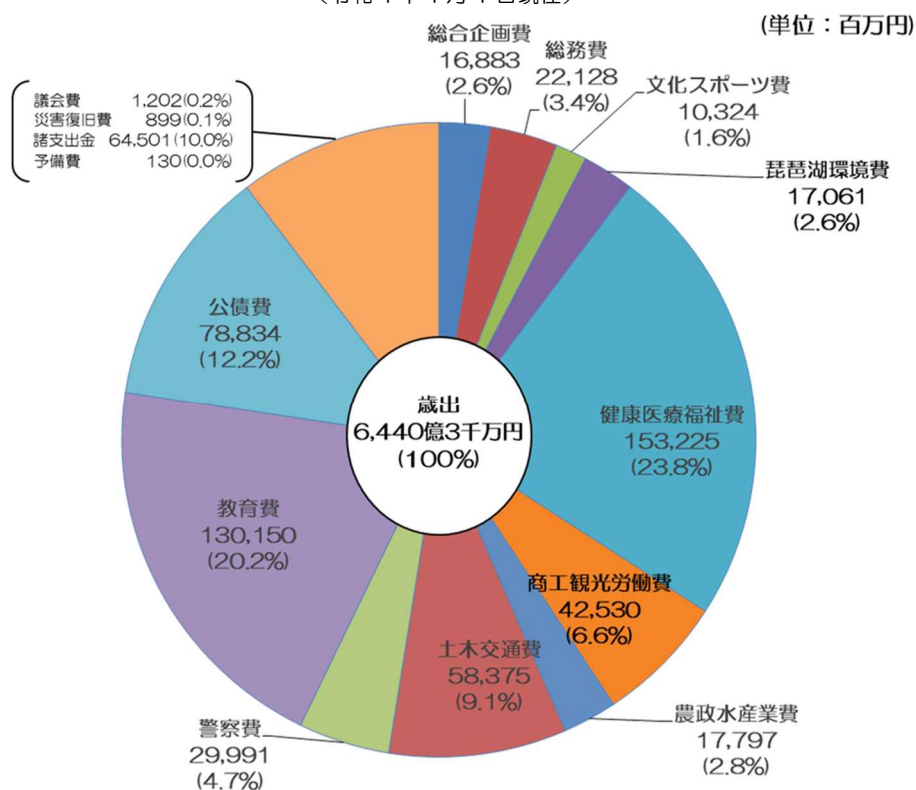


県の歳出

歳出については、県の執行機関毎に予算が配分され、いろいろな仕事のために使われています。

令和4年度一般会計予算

(令和4年4月1日現在)



※四捨五入の関係上、各項目の和が総額と一致しないことがあります。

なお、歳出が、県民一人当たりになどのように使われているかは以下の表のとおりです。

1年間に県民一人当たりに使われるお金

458,278 円

(滋賀県の推計人口 1,405,327 人 令和4年4月1日現在)

総合企画費 12,014 円 政策の総合調整や情報発信などのために使われる費用	総務費 15,746 円 県の組織を管理したり、税金を集めたりするために使われる費用	文化スポーツ費 7,346 円 文化とスポーツを振興するために使われる費用
琵琶湖環境費 12,140 円 琵琶湖やその周辺の環境を守るために使われる費用	健康医療福祉費 109,032 円 健康の増進と社会福祉を向上させるために使われる費用	商工観光労働費 30,263 円 商工業や観光を盛んにするために使われる費用
農政水産業費 12,664 円 農業や水産業を盛んにするために使われる費用	土木交通費 41,538 円 道路・河川や公園を整備するために使われる費用	教育費 92,612 円 教育と文化を高めるために使われる費用
警察費 21,341 円 安全な暮らしのために使われる費用	公債費 56,097 円 県が借り入れたお金を返すための費用	その他 47,485 円 議会費、災害復旧費等

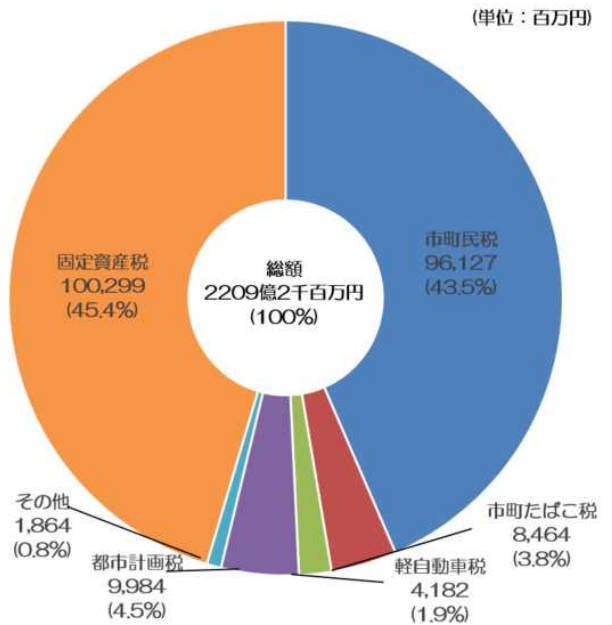
市 町 税 の あ ら ま し

市町が行う仕事のための財源として市町税があります。

右のグラフは、令和2年度の県内の19市町の税目別収入額です。

市町民税と固定資産税が高い割合を占めていることがわかります。

令和2年度に県内で納められた市町税
(国保税を除く)



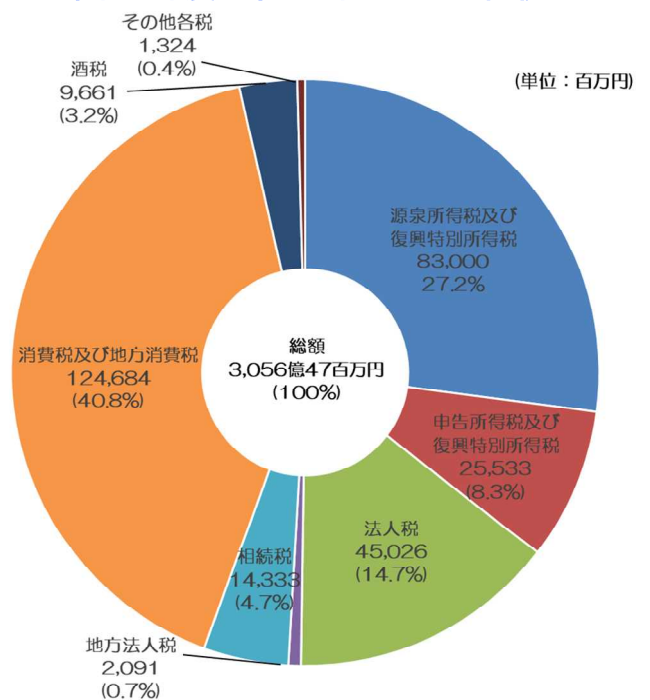
国 税 の あ ら ま し

国が行う仕事のための財源として国税があり、国の歳入の柱となっています。

右のグラフは、令和元年度に県内の税務署へ納められた国税の税目別収納済額です。

所得税、法人税、消費税が高い割合を占めていることがわかります。

令和元年度に県内で納められた国税



※四捨五入の関係上、各項目の和が総額と一致しないことがあります。

税金について

国や地方公共団体（県や市町）は、私たちの社会を維持し、豊かにし、発展させるために、教育の振興、社会福祉の増進、道路の整備、消防・警察などいろいろな仕事をしています。国や地方公共団体がこうした仕事をしていくためには多額のお金が必要となります。

みんなが暮らしやすい社会を築いていくため、この費用を負担しあっていくのが**税金**です。言い換えれば、税金とは「社会の一員として暮らしていくうえでの会費」のようなものです。

税金の種類

○国税と地方税

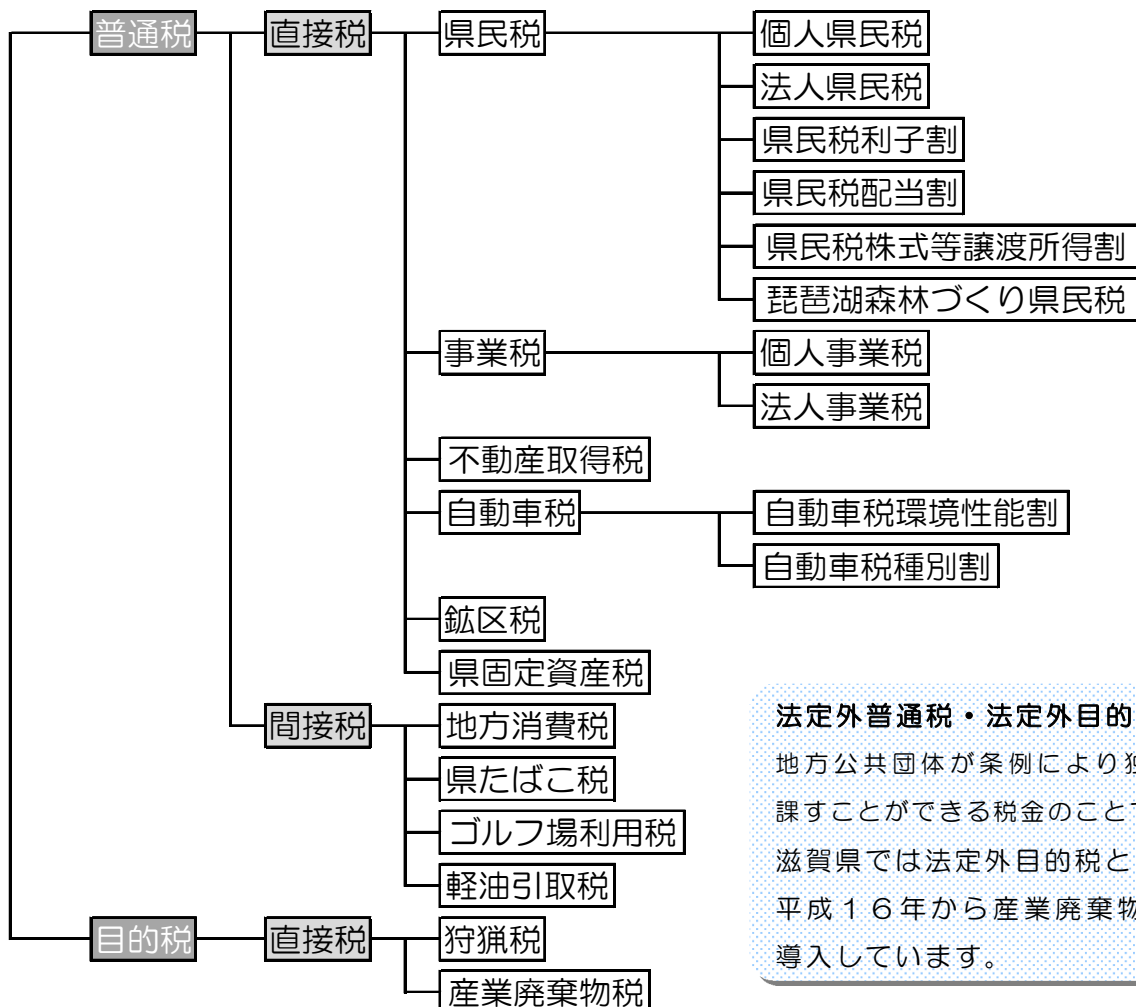
税金には、国に納める**国税**と、県や市町などの地方公共団体に納める**地方税**とがあります。

国税は、広く国民のために仕事をする国の財政をまかなうために国が課す税金です。

地方税は、地方公共団体がその地域の住民の生活に係わる仕事を行うために課す税金です。

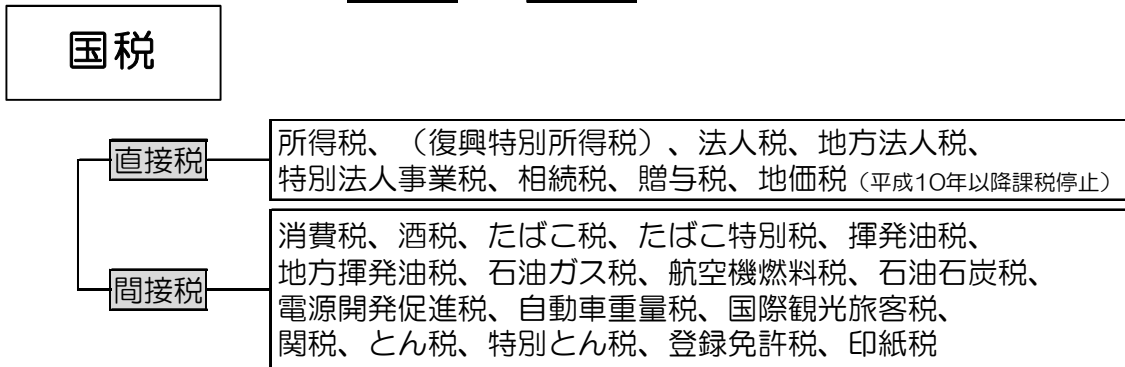
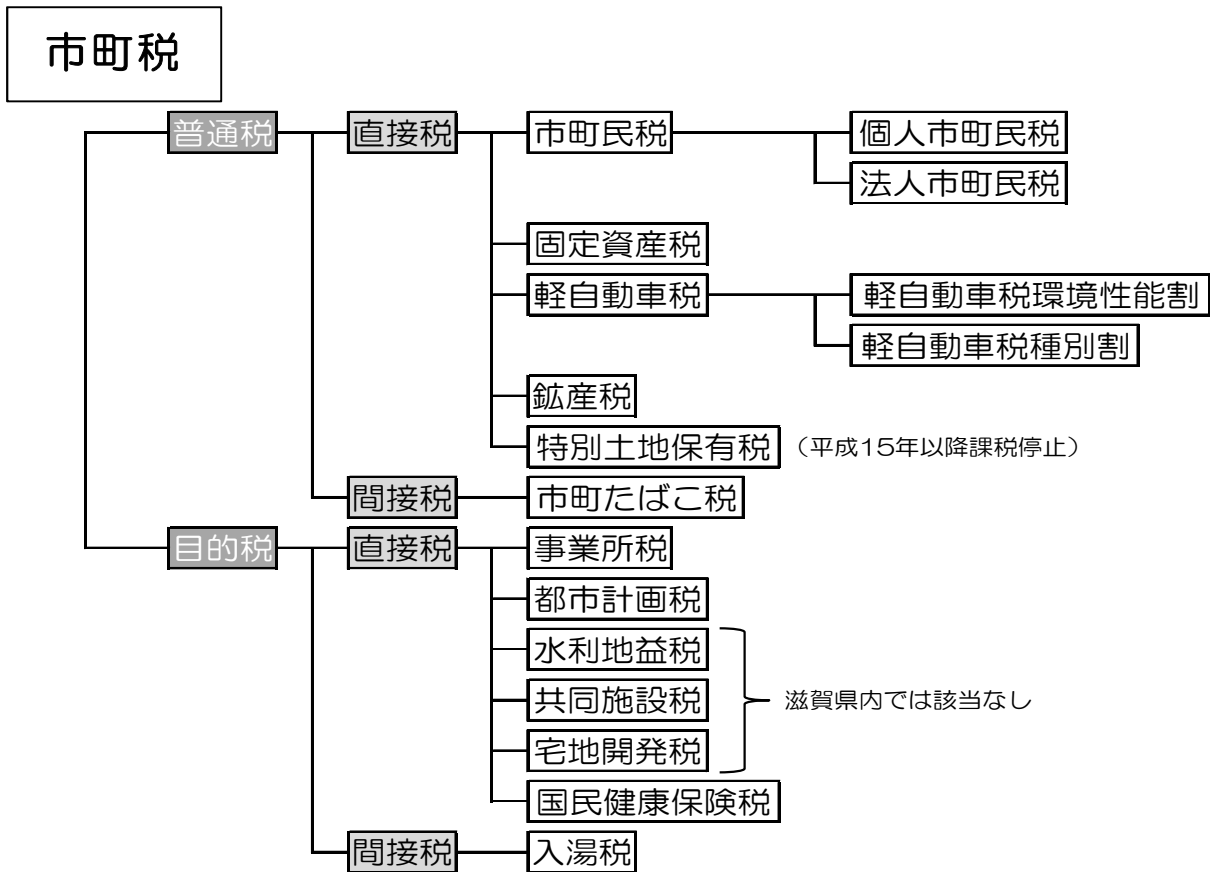
地方税は、さらに（都道府）**県税**と、**市町（村）税**に分かれます。

県税（滋賀県）



法定外普通税・法定外目的税

地方公共団体が条例により独自に課することができる税金のことです。滋賀県では法定外目的税として、平成16年から産業廃棄物税を導入しています。



○直接税と間接税

直接税…税金を納める者と、その税金を負担する者が同じ税金をいいます。

間接税…税金を納める者と、その税金を負担する者が異なる税金をいいます。

○普通税と目的税

普通税…税金の使いみちが特定されていない税金です。

国や地方公共団体の一般経費に充てられます。(大部分の税金がこれにあたります。)

目的税…税金の使いみちが特定されている税金です。

○所得課税・消費課税・資産課税等

何に対して課税するかによる分類です。

所得課税…個人や会社の所得に対する課税をいいます。(所得税、法人税、住民税など)

消費課税…財やサービスの消費に対する課税をいいます。(消費税、ゴルフ場利用税など)

資産課税等…資産の取得や保有などに対する課税をいいます。(相続税、固定資産税など)

税金の働き

1. 公共サービスのための資金の調達

国や地方公共団体は、教育や福祉、警察や消防などの公共サービスを提供しており、そのためには多額の費用がかかりますが、その費用は主に税金でまかなわれています。このように、税金には公共サービスのための財源を調達する働きがあります。

2. 所得の再分配

所得税は、所得の多い（税を負担する能力の高い）人には高い税負担を、所得の少ない（税を負担する能力の低い）人には低い税負担を求める累進課税制度をとっています。このような累進課税によって納められた税金が、社会保障という形で再分配されることで、個人間の所得格差を縮める働きをしています。

3. 景気調整

景気が良い時には、所得の増加などにより、税負担が増加します。これにより需要が抑制されて、景気の過熱を防ぎます。

反対に、景気が悪い時には、所得の減少などにより、税負担が減少します。これにより需要が刺激されて、景気の落ち込みを防ぎます。

税の三原則

税制を考えるに当たっては、どのような税をどのような考え方に基づいて課すべきかということが重要です。そのよりどころとして、次の3つの原則があります。

- ・ **公平の原則**…「**水平的公平**」経済力が同等の人には等しい負担を求めること。
「**垂直的公平**」経済力のある人にはより大きな負担を求めること。
- ・ **中立の原則**…税制が個人や法人の経済活動における選択を歪めることがないようにすること。
- ・ **簡素の原則**…税制の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものにする。

納税の義務と租税法律主義

私たちは、憲法によっていろいろな権利を保障されていますが、同時に義務を負っています。その中の最も大きな義務の一つとして「**納税の義務**」があります。憲法第30条において、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とされ、国民は税金を納める義務があることが定められています。

ただし、憲法第84条は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と規定し、国は法律によらずに国民に税を課すことはできません。このような原則を**租税法律主義**といいます。

また、地方公共団体においても、法律の範囲内で税金を課することができます（課税自主権）。地方公共団体は、この課税自主権を行使して自主的に財源を調達することができます（自主財政主義）が、地方税の課税は、住民の代表機関である地方議会の制定した条例に基づいて行わなければなりません。このような原則を**地方税条例主義**といいます。

仕事と税



住民税

個人県民税

個人市町民税

住民税は、県内の市町に、住所や事務所、家屋敷（いえやしき）などがある個人や、事務所などがある法人に課される税金で、県民税と市町民税をあわせて一般に「住民税」と呼ばれています。県や市町で行う住民に身近な行政サービスに必要な経費を、広く住民（法人を含みます。）に負担してもらい、その負担を通じて行政の運営に参加してもらおうという趣旨で設けられた税金です。

個人の住民税は、前年の所得金額に応じて課される「所得割」と、所得金額にかかわらず定額で課される「均等割」、預貯金の利子等に課される「利子割」（県民税のみ）、一定の上場株式等の配当等に対して課される「配当割」（県民税のみ）、所得税において源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡による所得に対して課される「株式等譲渡所得割」（県民税のみ）からなっています。

個人の県民税と市町民税の「均等割」と「所得割」は、納税者や税額計算のもととなる所得金額などが同じであるため、納税者にとっても便利なように、市町が県民税と市町民税とをあわせて課税し、これらを一括して市町に納めていただく制度になっています。

県は、そのための取扱費用を市町に支払い、県民税相当分を受け取ります。

1 納める人は

○ 住民税を納める人（納税義務者）

- 個人の住民税の納税義務者は、次のとおりです。

区 分	均等割	所得割
1月1日現在、県内に住所のある人	○	○
1月1日現在、県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている人で、その市町内に住所のない人	○	—

○ 住民税が課税されない人

- 均等割も所得割もかからない人

① 生活保護法による生活扶助を受けている人

② 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人

※ ②に当てはまる場合でも退職所得にかかる分離課税の所得割は課税されます。

- 均等割がかからない人

前年中の合計所得金額が、一定の基準（※）に従い市町の条例で定める額以下の人

（※）一定の基準は、市町によって異なります。詳しくは、各市町にお問い合わせください。

- 所得割がかからない人

前年中の総所得金額等の合計が、35万円に家族数を乗じて10万円を加算して得た金額（控除対象配偶者または扶養親族がある場合には、21万円を加算した金額）以下の人

2 納める額は

○ 均等割

年額	県民税 2,300 円 ^{※1※2} + 市町民税 3,500 円 ^{※2}
----	--

※1 個人の県民税の税額は、「琵琶湖森林づくり県民税」800 円を含んだ額となります。
滋賀県では、水源かん養や県土保全など、私たちの生活に欠かすことのできない森林の公益的な機能を維持、増進していくため、平成 18 年 4 月から「琵琶湖森林づくり県民税」を導入しました。（63 ページの琵琶湖森林づくり県民税をご覧ください。）

※2 平成 26 年度から令和 5 年度までの間、東日本大震災からの復興を目的として地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、均等割の標準税率が県民税 500 円、市町民税 500 円上乗せされています。

本来の税率は、県民税 1,000 円、市町民税 3,000 円です

※ 住所地の市町以外に事務所などがある人は、住所地の市町のほかに、事務所などがある市町でも均等割が課税されます。（8 ページの納税義務者の表をご覧ください。）

○ 所得割

● 所得割の計算方法

所得割の税額は、一般には次のような方法で計算されます。

$\frac{(\text{前年の所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除}}{\text{課税所得金額}} = \text{所得割額}$
--

退職所得、山林所得、土地建物の譲渡所得などについては、特別の税額計算が行われます。（退職所得については、19 ページをご覧ください。）

○ 税率

県民税	（一律）	4%	市町民税	（一律）	6%
-----	------	----	------	------	----

国から地方への税源移譲があり、平成 19 年度分から個人住民税の所得割の税率が、5%・10%・13%（県民税 2%・2%・3%）の累進課税方式から、一律 10%（県民税 4%）となりました。

○ 所得金額とは

所得割の税額計算の基礎となるものです。所得の種類は次の 10 種類で、その金額は、一般に収入金額から必要経費を差し引くことによって算定されます。住民税は前年中の所得を基準として計算されますので、例えば令和 3 年度の住民税では、令和 2 年中の所得金額が基準となります。

なお、給与所得の場合には、必要経費に相当するものとして給与所得控除があります。

所得の種類			所得金額の計算方法
1	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子の所得	収入金額
2	配当所得	株式や出資の配当などの所得	収入金額 - 株式などの元本取得のために要した負債の利子
3	不動産所得	土地、建物などの貸付による所得	収入金額 - 必要経費
4	事業所得	事業から生じる所得	収入金額 - 必要経費
5	給与所得	給料、賃金、ボーナスなどの所得	収入金額 - 給与所得控除額（表 1 参照）
6	退職所得	退職手当、一時恩給などの所得	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2

7	山林所得	山林の立木などを譲渡したときの所得	収入金額－必要経費－特別控除額
8	譲渡所得 (長期・短期)	土地などの資産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額
9	一時所得	クイズの賞金などの一時的な所得	収入金額－必要経費－特別控除額
10	雑所得	公的年金や他の所得に当てはまらない所得	次の①と②の合計額 ①公的年金等の収入金額－公的年金等控除額(表2参照) ②①を除く雑所得の収入金額－必要経費

(注) ・ 所得金額の計算上、長期譲渡所得および一時所得については、その金額の2分の1が対象になります。

- ・ 一定の上場株式等の配当等について、県民税配当割が特別徴収の方法により課税されます。

(表1) 給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額
～1,800,000円	収入金額×40%－100,000円 550,000円に満たない場合は、550,000円
1,800,001円～3,600,000円	収入金額×30%＋80,000円
3,600,001円～6,600,000円	収入金額×20%＋440,000円
6,600,001円～8,500,000円	収入金額×10%＋1,100,000円
8,500,001円～	1,950,000円(上限)

(表2) 公的年金等控除額

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者で130万円未満	600,000円
65歳以上の者で330万円未満	1,100,000円
65歳未満の者 1,300,000円～4,099,999円	公的年金収入の合計額×25% ＋275,000円
65歳以上の者 3,300,000円～4,099,999円	
共通 4,100,000円～7,699,999円	公的年金収入の合計額×15% ＋685,000円
共通 7,700,000円～9,999,999円	公的年金収入の合計額×5% ＋1,455,000円
共通10,000,000円～	1,955,000円

(注) ・ 公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、適格退職年金、確定拠出年金等をいいます。

- ・ 年齢は、前年の12月31日現在の年齢によります。

○ 所得控除とは

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くことになっているものです。

種 類	控 除 額	備 考										
1 雑損控除	次のいずれか多い金額 ① (損失の金額－保険等により補てんされた金額)－ (総所得金額等×1/10) ② (災害関連支出の金額－保険等により補てんされた 金額)－5万円											
2 医療費控除	(支払った医療費－保険等により補てんされた額)－ {(総所得金額等×5/100)または10万円のいずれ か少ない金額} (限度額200万円) ※スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)を選択 する場合 (特定一般用医薬品等購入費)－1万2千円 (限度額8万8千円)	「保険等により 補てんされた額」 には、健康保険・ 共済組合等から の給付金や自賠 責保険・損害保 険・生命保険契約 に基づき補てん された額などが あります。										
3 社会保険料控除	支払った額											
4 小規模企業共済 等掛金控除	支払った額											
5 生命保険料控除	次のA～Cの合計額(上限70,000円) A:一般生命保険料控除…下記(1)～(3)のいずれか により計算した額(選択制) B:個人年金保険料控除…下記(1)～(3)のいずれか により計算した額(選択制) C:介護医療保険料控除…下記(1)により計算した額 (1)新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契 約等)に係る控除額 <table border="1" data-bbox="427 1554 1150 1856"> <thead> <tr> <th>支払った金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払金額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払金額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払金額×1/4+14,000 円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った金額	控 除 額	12,000円以下	支払金額	12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2+6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払金額×1/4+14,000 円	56,000円超	一律28,000円	支払った保険料 ＝保険料の金額 －剰余金等
支払った金額	控 除 額											
12,000円以下	支払金額											
12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2+6,000円											
32,000円超 56,000円以下	支払金額×1/4+14,000 円											
56,000円超	一律28,000円											

	<p>(2)旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に係る控除額</p> <table border="1" data-bbox="430 246 1157 548"> <thead> <tr> <th>支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払金額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払金額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)新契約と旧契約の両方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額</p> <p>(1)に基づき算定した新契約に係る控除額と(2)に基づき算定した旧契約に係る控除額の合計額(上限28,000円)</p>	支払った金額	控除額	15,000円以下	支払金額	15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2+7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払金額×1/4+17,500円	70,000円超	一律35,000円	
支払った金額	控除額											
15,000円以下	支払金額											
15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2+7,500円											
40,000円超 70,000円以下	支払金額×1/4+17,500円											
70,000円超	一律35,000円											
<p>6 地震保険料控除</p>	<p>①支払保険料のすべてが地震保険契約等に係るものである場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払った保険料の金額×1/2 (上限25,000円) <p>②支払損害保険料のすべてが長期損害保険契約等に係るものである場合</p> <p>支払った保険料が</p> <p>ア 5,000円以下の場合…支払った保険料の全額</p> <p>イ 5,000円を超え15,000円以下の場合… (支払った保険料の金額の合計額)×1/2+2,500円</p> <p>ウ 15,000円を超える場合…10,000円</p> <p>③支払保険料のうち、地震保険契約等に係るものと長期損害保険契約等に係るものがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①および②に準じて計算した金額の合計額 (上限25,000円) <p>[計算例]</p> <p>地震保険料 40,000円 長期損害保険料 10,000円 (地震保険料) (長期損害保険料)</p> <p>40,000円×1/2 + 10,000円×1/2+2,500円 =27,500円</p> <p>→ 25,000円 …… 地震保険料控除額</p>	<p>「長期損害保険契約等」とは、保険期間や共済期間が10年以上で、満期返戻金などがあるものをいい、平成18年度末までに締結した契約について、改正前の規定が適用されます。</p>										
<p>7 障害者控除</p>	<p>障害者である納税義務者、控除対象配偶者および扶養親族1人につき…26万円 (特別障害者は30万円、同居特別障害者は53万円)</p>											
<p>8 ひとり親控除</p>	<p>30万円</p>											
<p>9 寡婦控除</p>	<p>26万円</p>											

<p>10 勤労学生控除</p>	<p>26 万円</p>	<p>合計所得金額が 65 万円以下で、かつ、給与所得等以外の所得金額が 10 万円以下の学生・生徒にのみ適用されます。</p>																																																	
<p>11 配偶者控除</p>	<p>納税義務者に控除対象配偶者がある場合に適用されます。</p> <p>控除対象配偶者→同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下である納税義務者の配偶者 ※同一生計配偶者→納税義務者と生計を一にする配偶者で、前年の所得がない人、または前年の所得が 38 万円以下の人</p> <p>● 納税義務者の前年合計所得による控除金額</p> <p>控除対象配偶者が老人（70 歳以上）の場合、控除金額は（ ）内の金額となります。</p> <table border="1" data-bbox="459 929 1161 1102"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900 万円以下</td> <td>33 万円（38 万円）</td> </tr> <tr> <td>900 万円超 950 万円以下</td> <td>22 万円（26 万円）</td> </tr> <tr> <td>950 万円超 1000 万円以下</td> <td>11 万円（13 万円）</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除金額	900 万円以下	33 万円（38 万円）	900 万円超 950 万円以下	22 万円（26 万円）	950 万円超 1000 万円以下	11 万円（13 万円）																																										
合計所得金額	控除金額																																																		
900 万円以下	33 万円（38 万円）																																																		
900 万円超 950 万円以下	22 万円（26 万円）																																																		
950 万円超 1000 万円以下	11 万円（13 万円）																																																		
<p>12 配偶者特別控除</p>	<p>● 合計所得金額に応じた控除額</p> <table border="1" data-bbox="427 1187 1161 2083"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900 万円以下</th> <th>900 万円超 950 万円以下</th> <th>950 万円超 1000 万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">配偶者の合計所得金額</td> <td>38 万円以下</td> <td>0 万円</td> <td>0 万円</td> <td>0 万円</td> </tr> <tr> <td>38 万円超 90 万円以下</td> <td>33 万円</td> <td>22 万円</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>90 万円超 95 万円以下</td> <td>31 万円</td> <td>21 万円</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>95 万円超 100 万円以下</td> <td>26 万円</td> <td>18 万円</td> <td>9 万円</td> </tr> <tr> <td>100 万円超 105 万円以下</td> <td>21 万円</td> <td>14 万円</td> <td>7 万円</td> </tr> <tr> <td>105 万円超 110 万円以下</td> <td>16 万円</td> <td>11 万円</td> <td>6 万円</td> </tr> <tr> <td>110 万円超 115 万円以下</td> <td>11 万円</td> <td>8 万円</td> <td>4 万円</td> </tr> <tr> <td>115 万円超 120 万円以下</td> <td>6 万円</td> <td>4 万円</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td>120 万円超 123 万円以下</td> <td>3 万円</td> <td>2 万円</td> <td>1 万円</td> </tr> <tr> <td>123 万円超</td> <td>0 万円</td> <td>0 万円</td> <td>0 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の納税義務</p>			納税義務者の合計所得金額			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1000 万円以下	配偶者の合計所得金額	38 万円以下	0 万円	0 万円	0 万円	38 万円超 90 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	123 万円超	0 万円	0 万円	0 万円	
				納税義務者の合計所得金額																																															
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1000 万円以下																																															
配偶者の合計所得金額	38 万円以下	0 万円	0 万円	0 万円																																															
	38 万円超 90 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円																																															
	90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円																																															
	95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円																																															
	100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円																																															
	105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円																																															
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円																																															
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円																																															
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円																																															
	123 万円超	0 万円	0 万円	0 万円																																															

	者に合計所得金額123万円未満の控除対象配偶者以外の配偶者がいる場合、その人の総所得金額から上記の区分に応じた金額を控除します。	
13 扶養控除	控除対象扶養親族（16歳以上の扶養親族）一人につき、次に掲げる金額 ●一般の控除対象扶養親族 ……33万円 ●特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち19歳以上23歳未満の人） ……45万円 ●老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち70歳以上の人） ……38万円 ●同居老親等（老人扶養親族のうち、自己または配偶者の直系尊属で同居している人） ……45万円	
14 基礎控除	43万円（所得制限あり）	

○ 税額控除とは

税額を算出した後でその税額から差し引く額のことです。住民税には次の5つがあります。

(1) 調整控除

平成19年から実施された所得税から住民税への税源移譲により創設されたものです。

住民税と所得税では、基礎控除や扶養控除などの人的控除額に差があるため、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。

そのため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて住民税を減額（調整控除）することにより、納税者の税負担が変わらないようにしています。

[控除額]

ア 住民税の合計課税所得金額（所得控除後の課税総所得金額、課税山林所得金額および課税退職所得金額の合計額）が200万円以下の場合

次のa、bのいずれか少ない金額の5%（県民税2%、市町民税3%）

- a 人的控除額の差の合計額
- b 合計課税所得金額

イ 住民税の合計課税所得金額が200万円を超える場合

aからbを控除した金額（5万円未満の場合は、5万円）の5%（県民税2%、市町民税3%）

- a 人的控除額の差の合計額
- b 合計課税所得金額から200万円を控除した額

(2) 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に下記の率を乗じた金額が税額から差し引かれます。

ア 1千万円以下の部分の金額の利益の配当等に係る配当所得については、
県民税1.2% 市町民税1.6%

イ 1千万円を超える部分の金額の利益の配当等に係る配当所得については、
県民税0.6% 市町民税0.8%

なお、証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得については、別に控除率が定められています。

(3) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

前年分の所得税において住宅ローン控除の適用がある方で、所得税における住宅ローン控除額が所得税額より大きく、所得税から控除しきれない額が生じる場合には、その額を翌年度の住民税から控除（減額）することができます。

[対 象]

平成 11 年から平成 18 年まで、または平成 21 年から令和 7 年 12 月までの入居者

[適用期間]

平成 22 年度分から令和 20 年度分までの個人住民税について適用されます。

（入居した年の翌年度から 13 年間適用されます。）

[控 除 額]

次の a、b のいずれか少ない方の金額

a 所得税の住宅ローン控除額のうち、所得税において控除しきれなかった額

b 所得税の課税総所得金額等の額に 5% を乗じた額（97,500 円が限度）※

※ 住宅の入居時期が平成 26 年 4 月から令和 3 年 12 月までの間であって、消費税率が 8% または 10% である場合は、課税総所得金額等の額に 7% を乗じた額（136,500 円が限度）

[手 続]

市町への申告は、不要です。

※ この控除の適用を受けるためには、確定申告や年末調整により所得税の住宅ローン控除を受ける必要があります。

〈従前の税源移譲に伴う住民税からの住宅ローン控除について〉

平成 11 年から平成 18 年までに入居した人については、山林所得や退職所得を有すること等により、平成 21 年度の税制改正で創設された上記の住宅ローン控除による控除額が、従前の税源移譲に伴う住宅ローン控除による控除額より小さくなる場合があるため、市町へ申告することにより従前の税源移譲に伴う住宅ローン控除の適用を受けることができます。

(4) 寄附金税額控除

地方公共団体や一定の団体等に寄附した金額がある場合は、その寄附金額の一定額が税額から差し引かれます。控除対象となるのは①から④の寄附金です。

① 都道府県、市区町村に対する寄附金（国への寄附金は対象外）

→いわゆる「ふるさと納税」と言われるものです。

② 住所地の都道府県共同募金会および日本赤十字社支部への寄附金

（注）総務大臣の承認を受けたものまたは総務大臣が定めたもの

③ 所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金のうち、都道府県や市区町村が条例で指定する寄附金

（注）指定される寄附金は、都道府県や市区町村によって異なります。

滋賀県における条例指定寄附金

滋賀県では、県民税の控除対象となる寄附金として、所得税の控除対象寄附金のうち、県内に事務所等を有する公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、認定 NPO 法人などへの寄附金を指定しています。

市町民税については、各市町の条例によります。

④ 認定 NPO 法人以外の NPO 法人のうち、都道府県や市区町村が条例で指定する寄附金

(注1)指定される寄附金は、都道府県や市区町村によって異なります。

(注2)所得税の寄附金控除の対象にはなりません。

[控除額]

1 基本控除額

$(\text{寄附金の合計額}^{\ast 1} - 2000\text{円}) \times 4\% \sim 10\%^{\ast 2}$

※1 総所得金額等の30%が上限となります。

※2 上記③、④の寄附金については、都道府県のみ指定した場合は4%、市区町村のみ指定した場合は6%、両方が指定した場合は10%となります。

(上記①、②の寄附金は10%です。)

2 特例控除額

都道府県、市区町村に令和3年1月1日以降に寄附(「ふるさと納税」)をした場合は、令和4年度の住民税から、基本控除額に、住民税所得割額の2割を限度として、次の方式で計算した額がさらに控除されます。

これにより、寄附金額の2千円を超える部分については、所得税分(所得控除)とあわせて、全額控除される仕組みになっています。

$(\text{対象寄附金額の合計額} - 2000\text{円}) \times (90\% - 0 \sim 45\%^{\ast 3})$

→寄附者に適用される所得税の限界税率

※3 平成26年度から令和20年度までの間は、所得税の限界税率に1.021を乗じた率となります。

3 申告特例控除額

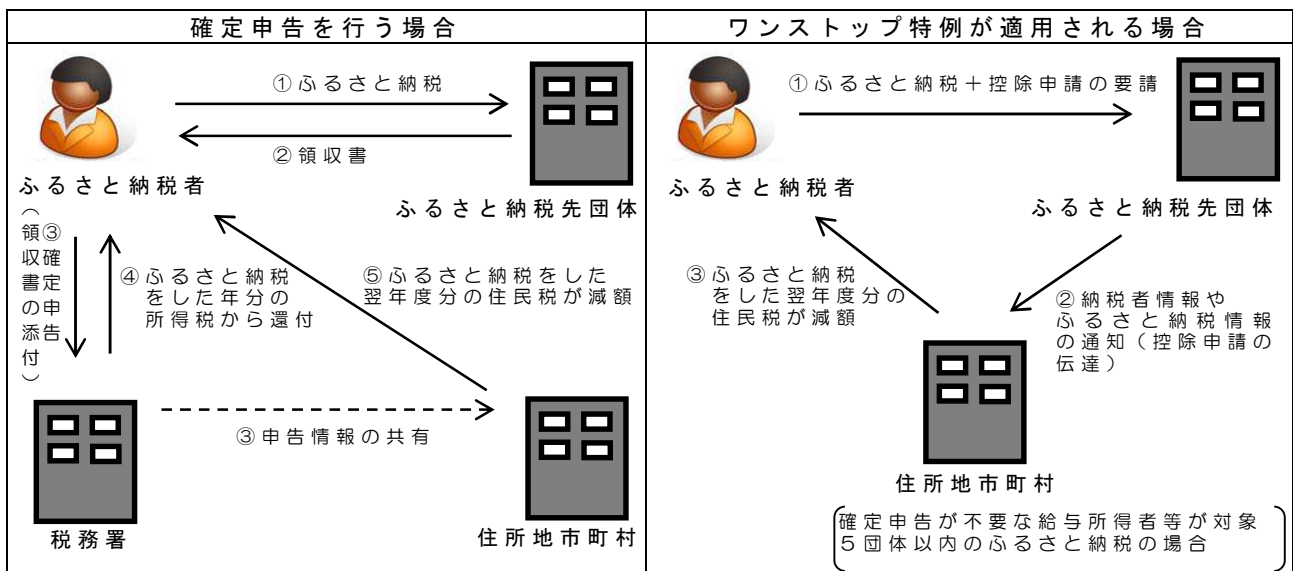
給与所得者等で、確定申告の必要のない者が、「ふるさと納税ワンストップ特例制度(※)」の適用を受けた場合は、所得税控除分相当額の5分の2が道府県民税から、5分の3が市町村民税からそれぞれ控除されます。

※ ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告を行わない給与所得者等は、寄附を行う際、個人住民税課税市区町村に対する寄附の控除申請を寄附先の都道府県または市区町村が寄附者に代わって行うことを要請できる制度です。

要請を受けた寄附先の都道府県または市区町村は、控除に必要な事項を寄附者の個人住民税課税市区町村に通知します。

なお、寄附者が確定申告を行った場合または5団体を超える都道府県または市区町村に寄附を行った場合は、この特例は適用されません。



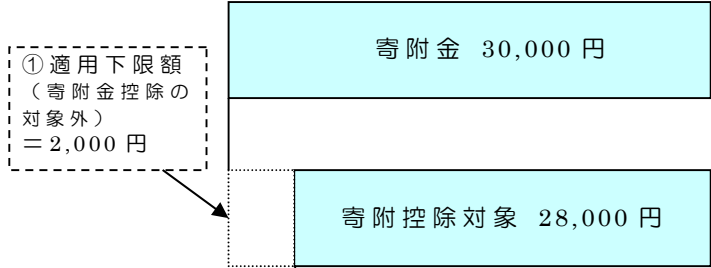
【控除額の計算イメージ（都道府県、市区町村に寄附を行った場合）】

- ① 都道府県、市区町村に対する寄附金から2,000円を引きます。
※対象寄附金額は総所得金額等の30%が限度

給与収入700万円で夫婦子ども2人のケース

[所得税の限界税率10% ・住民税所得割額 293,500円]

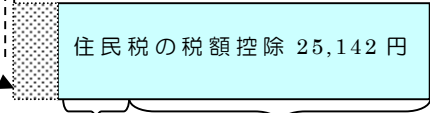
- ② ①で求めた額に10%を乗じます。
…[住民税の基本控除額]



- ③ 所得税の税額軽減額(理論値)を求めます。(夫婦子ども2人のサラリーマンの場合の所得税の控除率)

年収	概ね 600万円まで	5.105%※
	概ね 780万円まで	10.21%※
	概ね 1,200万円まで	20.42%※
	概ね 1,430万円まで	23.483%※
	概ね 2,380万円まで	33.693%※
	概ね 2,380万円超	40.84%※

③ 所得税の所得控除による税額軽減
28,000円×10.21%
= 2,858円



- ④ 90%から③の計算の際に用いた所得税の控除率を引きます。

- ⑤ ①で求めた額に④で求めた率を乗じます。
…[住民税の特例控除額]

[住民税の基本控除額]
② 28,000円×10%
= 2,800円

[住民税の特例控除額]
④ 90% - 10.21% = 79.79%
⑤ 28,000円×79.79% = 22,342円
住民税所得割の2割は 58,700円
なので、限度額の範囲内

※⑤の額は住民税所得割額の2割が限度
住民税の控除額 = ② + ⑤

※ 平成26年度から令和20年度までの間、復興特別所得税として所得税の限界税率に2.1%を乗じた率となります。

(5) 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法により、その外国税額が税額から差し引かれます。

○ 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

納税義務者が配当割額または株式等譲渡所得割額を課されたときは、申告書を提出することによりその額が所得割額から控除されます。

なお、控除することができなかった金額については、納税者に還付または充当されます。

3 納める方法は

○ 申告

個人の住民税は、市町が税額を計算し、これを納税者に通知して納税していただく仕組みになっていますが、市町が適正な課税を行うために、納税者から個人住民税の申告書を市町長に提出していただくことになっています。

● 申告をしなければならない人

市町内に住所のある人は、原則として毎年3月15日までに前年1年間の所得について申告書を提出しなければなりません。

ただし、所得税の確定申告書を提出した人や次の①、②に該当する人は、申告

の必要はありません。

- ① 前年中の所得が給与または公的年金のみである人
- ② 前年中の所得が市町の条例で定める金額以下の人

※ 前年中の所得が給与または公的年金のみの方は、給与または公的年金の支払者から給与支払報告書または公的年金支払報告書が提出されますので、住民税の申告をする必要はないことになっています。ただし、雑損控除、医療費控除等（11～14 ページをご覧ください。）を受けようとする人は、そのための申告書を提出する必要があります。

- 申告書の提出先
納税者の1月1日現在における住所地の市町です。

○ 納税方法

個人の住民税の納税方法には、特別徴収と普通徴収の二つがあります。

● 給与所得者の場合

年税額を毎年6月から翌年5月までの12か月に分けて、勤務されている会社などの給与支払者が毎月の給与の支払いの際にその人の給与から引き去り、これを翌月の10日までに市町に納入していただくことになっています。

これを特別徴収といい、給与支払者を特別徴収義務者と呼んでいます。給与明細などで一度確認してみてください。

● 事業所得者等の場合

市町から各個人あてに直接送付される納税通知書により、一般に6月・8月・10月・翌年1月（※）の年4回に分けて納税していただくことになっています。

これを普通徴収といい、口座振替により納めることも可能です。

（※ 納期は市町の条例により定められているため、異なる場合があります。）

● 公的年金等所得者の場合

65歳以上の公的年金等所得者については、一般に公的年金の支給をする年金保険者（日本年金機構等）が4月から翌年2月までの偶数月に支払われる公的年金から引き去り（特別徴収）し、これを翌月10日までに市町に納入していただくこととなります。

ただし、公的年金からの引き去りが始まる最初の年度は、年税額の半分を一般に6月、8月の2回に分けて市町から送付される納税通知書により、残りの半分以上を10月、12月、翌年2月に支払われる公的年金からの引き去りにより、それぞれ納めていただくこととなります。

● 年途中で退職した場合の徴収

毎月の給与から住民税を特別徴収されていた納税者が退職により給与の支払いを受けなくなった場合には、その翌月以降に特別徴収をすることができなくなった残りの住民税の額は、次のような場合の他は、普通徴収の方法によって徴収します。

- ① その納税者が新しい会社に再就職し、引き続き特別徴収されることを申し出た場合
- ② 6月1日から12月31日までの間に退職した人で、残税額を支給される退職手当などからまとめて特別徴収されることを申し出た場合
- ③ 翌年1月1日から4月30日までの間に退職した人で、①に該当しない人の場合

（この場合は、本人の申出がなくても給与または退職金から、残税額が徴収されます。）

4	退職所得の特例
---	---------

住民税の所得割は、前年中の所得について市町が税額を計算しますが、退職所得については、退職手当などの支払者が、退職者に退職手当などを支払う際に、他の所得と分離して退職所得に対する税額を計算し、支払額からその税金を引き去りして、これを市町に納入することになっています。

○ 税額の算出方法

$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 (\text{※1}) \times \text{住民税の税率} = \text{税額}$
--

※1 役員等（役員等としての勤続年数が5年以下の人に限り）の場合は、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置は適用されません。

役員等とは、法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員および地方議会議員、国家公務員および地方公務員のことをいいます。

○ 退職所得控除額

勤続年数	控 除 額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たないときは80万円）
20年を超える場合	70万円×（勤続年数－20年）＋800万円

〔注〕1 障害者になったことに直接起因して退職した場合には、上記の表で算出した控除額に100万円を加算した金額が控除されます。

2 退職所得の金額（収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に2分の1を乗じて得た額）に、1,000円未満の端数がある場合は、1,000円未満の金額を切り捨てます。

3 税額（県民税額、市町民税額）に100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切り捨てます。

○ 税率

県民税	（一律）	4%	市町民税	（一律）	6%
-----	------	----	------	------	----

〔計算例〕

勤続年数30年で退職し、20,306,632円の退職手当等を受けた場合の分離課税に係る所得割額の算出について
--

1 退職所得控除額の計算

$$8,000,000 \text{円} + 700,000 \text{円} \times (30 \text{年} - 20 \text{年}) = 15,000,000 \text{円}$$

2 退職所得の金額

(1) 2分の1を乗じる前の金額

$$20,306,632 \text{円} - 15,000,000 \text{円} = 5,306,632 \text{円}$$

(2) 2分の1を乗じた後の金額

$$5,306,632 \text{円} \times 1/2 = 2,653,316 \text{円}$$

→ 2,653,000円（1,000円未満の端数は切捨て）

3 退職所得に係る所得割額

（課税退職所得金額） （税率）

【県民税】 2,653,000円 × 4% = 106,120円

→ 106,100円（100円未満の端数は切捨て）

【市町民税】 2,653,000円 × 6% = 159,180円

→ 159,100円（100円未満の端数は切捨て）

税

知識－チェック・ポイント！

わが家の住民税はいくら？

問題： わたしは令和4年5月20日にA町からB市へ引っ越しました。令和4年度分の住民税はA町かB市のどちらに納めることになるでしょう？

答え： 住民税の課される基準日は、1月1日現在お住まいになっていた市町となります。令和4年1月1日現在ではあなたの住所はA町にあったのですから、その後B市に引っ越したとしても、令和4年度分の住民税はA町に納めることになります。

問題： わたしの家族構成、令和3年中の収入等は下記のとおりでした。令和4年度分の住民税はいくらになるでしょう？（※但し、母親に係る住民税は市町村条例により非課税とします。）

家族構成 父親（40歳、会社員）、母親（39歳、パート）、わたし（17歳、無収入）、弟（11歳、無収入）

令和3年中の収支	}	収入金額（父親）	660万円
		収入金額（母親）	90万円
		社会保険料	38万円
		地震保険料	2万円
		生命保険料	21万円*



（うち個人年金保険料 10万円*）

*令和3年中に支払った保険料が、平成23年12月31日以前に締結した保険契約に係る保険料のみの場合

答え

均等割 県民税 1,500円 + 琵琶湖森林づくり県民税 800円 = 2,300円… ①
 市町民税 3,500円 … ②
 （9ページ参照）

所得割 （収入金額 - 給与所得控除額 - 所得控除額） × 税率 - 調整控除
 （9ページ参照）

収入金額	660万円	}	基礎控除	43万円
- 給与所得控除額	△176万円		配偶者控除	33万円
（10ページ参照）			扶養控除	33万円
- 所得控除額	△155万円		社会保険料控除	38万円
（11～14ページ参照）			生命保険料控除	7万円
			地震保険料控除	1万円

課税所得金額 329万円

県民税所得割 329万円 × 税率4% = 131,600円…③

市町民税所得割 329万円 × 税率6% = 197,400円…④

(9ページ参照)

調整控除額

人的控除の差の合計額 150,000円

(一般配偶者5万円、一般扶養5万円、基礎5万円)

・県民税に係る額

{人的控除差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)} × 2%

ただし、{人的控除差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)}の値が
5万円より小さいときは、1,000円…⑤

・市町民税に係る額

{人的控除差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)} × 3%

ただし、{人的控除差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)}の値が
5万円より小さいときは、1,500円…⑥

{人的控除差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)}

= 150,000円 - (3,290,000円 - 2,000,000円)

= △1,140,000円 < 50,000円

住民税所得割 県民税(③ - ⑤) 130,600円…⑦

市町民税(④ - ⑥) 195,900円…⑧

住民税合計額

県民税(均等割① + 所得割⑦) + 市町民税(均等割② + 所得割⑧)

= { (2,300円 + 130,600円) + (3,500円 + 195,900円) } = 332,300円



所得税

国税

所得税は、個人の1年間の所得にかかる税金です。その人の1年間のすべての所得から所得控除を差し引いた残りの金額（課税される所得金額）に税率を適用して、税額を計算します。

1 納める人は

所得税を納める人は原則として個人ですが、源泉徴収制度においては、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある人（源泉徴収義務者）も該当します。

2 納める額は

$$\frac{(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率 (表4)} - \text{税額控除}}{\text{課税される所得金額}} = \text{所得税額}$$

※ 平成25年から令和19年までの各年分については、所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める必要があります。

復興特別所得税額は、次の算式で求めることになります。

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

（表4）所得税の税率（速算表）

所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5%から45%の7段階に区分されています。

課税される所得金額に対する所得税の金額は、次の速算表を使用すると簡単に求められます。

課税される所得金額（千円未満切捨て）	税率	控除額
195万円未満	5%	0円
195万円以上～330万円未満	10%	97,500円
330万円以上～695万円未満	20%	427,500円
695万円以上～900万円未満	23%	636,000円
900万円以上～1,800万円未満	33%	1,536,000円
1,800万円以上～4,000万円未満	40%	2,796,000円
4,000万円以上	45%	4,796,000円

※ 平成27年分以後の所得税について適用される税率です。

例えば「課税される所得金額」が650万円の場合には、求める税額は次のようになります。

$$6,500,000 \text{円} \times 0.2 - 427,500 \text{円} = 872,500 \text{円}$$

3	納める方法は
---	--------

所得税は、1年間の所得金額と納めるべき税額を計算し、翌年2月16日から3月15日までの間に申告し、納税することになっています。この申告を「確定申告」といいます。

○ 確定申告をしなければならない人

その年分の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除の額を超える人は、原則として確定申告をしなければなりません。

しかし、給与所得につき年末調整を受けた人で給与所得および退職所得以外の所得金額が20万円以下である人等、一定の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

○ 給与所得者で確定申告が必要な人

給与所得者の大部分の人は、給与の支払者が行う年末調整によって所得税額が確定し、納税も完了しますから確定申告の必要はありません。

しかし、給与所得者であっても次のいずれかに当てはまる人は、原則として確定申告をしなければなりません。

(1) 給与の年間収入金額が2,000万円を超える人

(2) 1か所から給与の支払を受けている人で、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える人

(3) 2か所以上から給与の支払を受けている人で、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える人

(注) 給与所得の収入金額の合計額から、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた残りの金額が150万円以下で、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下の人は、申告の必要はありません。

(4) 同族会社の役員などで、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人

(5) 給与について、災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予などを受けている人

(6) 源泉徴収義務者にあたらぬ人から給与等の支払を受けている人

(7) 退職所得について正規の方法で税額を計算した場合に、その税額が源泉徴収された金額よりも多くなる人

(注) 給与所得および退職所得以外の所得の金額の合計額には、次の所得は入りません。

ア 非課税とされる所得

イ 確定申告をしないで源泉徴収だけで済ませる確定申告不要制度を選択した利子等・配当等

ウ 預貯金の利子などで源泉分離課税とされるもの

エ 源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得および損失で確定申告不要制度を選択したもの

◎ 年金所得者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告は必要ありません。

※1 この場合であっても、還付を受けるための申告書を提出することができます。

2 平成27年分より、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受けている方は、この制度を適用できなくなりました。

○ 確定申告をすると所得税が還付される場合

給与所得がある人で、確定申告をする義務のない人でも、一定の条件を満たせば、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- (1) 年の途中で退職し給与所得について年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- (2) 一定の要件のマイホームの取得などをしたとき
- (3) 多額の医療費を支出したとき
- (4) 特定の寄附をしたとき
- (5) 配当所得があり配当控除を受けるとき
- (6) 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
- (7) 給与所得者の特定支出控除の適用を受けるとき

ボク、滋賀県のイメージキャラクター、
キャッピーです。
よろしく！



個人事業税

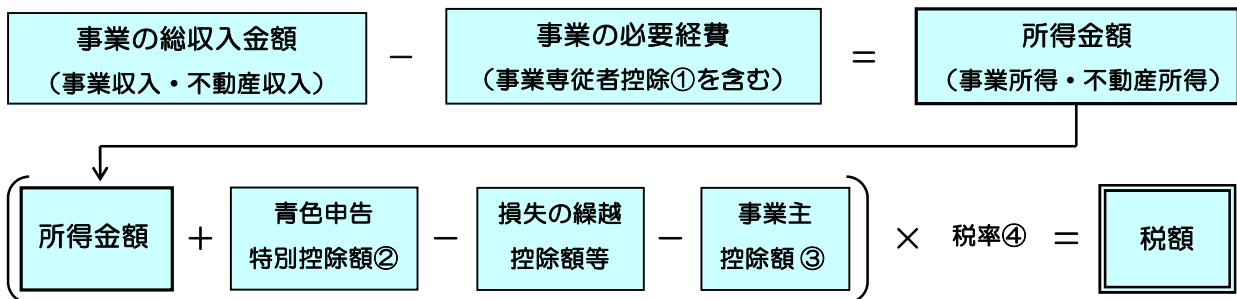
県税

個人事業税は、個人が行う第1種事業、第2種事業、第3種事業に対し、所得を課税標準として課される税金です。

1 納める人は

県内に事務所・事業所を有して事業を行っている個人
 (事務所・事業所を設けない場合は、事業を行っている個人の住所または居所を事務所・事業所とみなします。)

2 納める額は



- ① 事業専従者控除 青色事業専従者…支払給与額
 白色事業専従者…次のいずれか低い額
 - ・1人あたり50万円(配偶者の場合は86万円)
 - ・事業所得÷(事業専従者の数+1)
- ② 青色申告特別控除額…所得税で青色申告特別控除を受けている場合のみ加算します。(最高65万円または10万円)
- ③ 事業主控除額…290万円(ただし、事業を行った期間が1年に満たない場合は月割額になります。)
- ④ 税率

事業の区分	事業の概要	税率
第1種事業	物品販売業、不動産貸付業、駐車場業、製造業、請負業、飲食店業、代理業、その他一般の営業	5%
第2種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業	4%
第3種事業	医業、弁護士業、税理士業、コンサルタント業、理容業、美容業、設計監督者業、その他の自由業	5%
	マッサージ・はり・きゅう等の事業、装蹄師業	3%

3 納める方法は

県から送付される納税通知書(納付書)によって8月、11月の2回に分けて納付します。ただし、税額が10,000円以下の場合、8月に全額納付することになります。

個人事業税の納付は、口座振替や電子決済サービスの利用が便利です。
 口座振替や電子決済サービスの詳しい利用方法は、P. 72

法人住民税

県税 市町税

法人住民税は、県内に事務所または事業所を有する法人にかかる税金で、一般に「法人住民税」といわれます。これには、県民税と市町民税があり、それぞれに「均等割」と「法人税割」があります。

1 納める人は

法人等の区分	均等割	法人税割
県内に事務所または事業所を有する法人	○	○
県内に寮、宿泊所などの施設を有する法人で 県内に事務所または事業所を有しないもの	○	×

2 納める額は

<均等割>

- ・ 資本金等の額に応じて定額の負担をいただくもの

法人等の区分		法人市町民税 (市町により異なる場合があります。)	法人県民税
資本金等の額の区分	市町内の従業者数		
○ 公共法人(※1)および公益法人等(※2)のうち、均等割を課することができないもの以外のもの		5万円	20,000円 (22,200円)
○ 人格のない社団等			
○ 一般社団法人および一般財団法人(非営利型法人(※3)に該当するものを除く)			
○ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの			
○ 資本金等の額が1千万円以下であるもののうち市町内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの			
1千万円以下	50人超		
1千万円超 1億円以下	50人以下	13万円	50,000円 (55,500円)
	50人超	15万円	
1億円超 10億円以下	50人以下	16万円	130,000円 (144,300円)
	50人超	40万円	
10億円超 50億円以下	50人以下	41万円	540,000円 (599,400円)
	50人超	175万円	
50億円超	50人以下	41万円	800,000円 (888,000円)
	50人超	300万円	

(※1) 法人税法別表第1に規定するものをいいます。

(※2) 法人税法別表第2に規定するものをいいます。

(※3) 法人税法第2条第9号の2に規定するものをいいます。

(注) 法人県民税の()内の税率は均等割の税率の11%に相当する「琵琶湖森林づくり県民税」を含んだ額となっています。平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されています。

<法人税割>

- 法人税(国税)の額に応じた負担をいただくもの

法人税額×税率

税率A:平成26年9月30日までに開始する事業年度分
 税率B:平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度分
 税率C:令和元年10月1日以後に開始する事業年度分

法人等の区分	法人市町民税(※)			法人県民税		
	税率A	税率B (注1)	税率C (注2)	税率A	税率B (注1)	税率C (注2)
資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人で、かつ課税標準となるべき法人税額(分割前の額)が年5千万円以下の法人(注3)	12.3%	9.7%	6.0%	5.0%	3.2%	1.0%
上記以外の法人	14.7%	12.1%	8.4%	5.8%	4.0%	1.8%

※法人市町民税の税率は、標準税率(上段)および制限税率(下段)を記載しています。実際の適用税率は、市町により異なります。

(注1)平成26年度税制改正により、地方法人税(国税)が創設されたことに伴い、法人税割の税率が引き下げられました。(平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)

(注2)平成28年度税制改正により法人税割税率の更なる引下げ(標準税率3.2%→1.0%、制限税率4.2%→2.0%、本県超過税率4.0%→1.8%)が決まりましたが、この「地方法人課税の偏在是正」に係る改正の実施は、消費税率の引上げと併せて延期となり、令和元年10月1日以後に開始する事業年度に適用されることとなりました。

(注3)令和5年2月1日以後に終了する事業年度分から、超過課税の適用対象となる法人税額要件を年5,000万円超から年2,000万円超に引き下げます。

3 納める方法は

法人の事業年度終了の日から2か月以内(申告期限の延長を認められた場合はその期限内)に、法人県民税は法人事業税と一緒に、法人の事務所・事業所などを管轄する県税事務所(滋賀県の場合は西部県税事務所)に申告し、納付します。

均等割のみを課される公益法人等は、毎年4月30日までに申告と納税を行うこととなっています。

また、法人市町民税は法人の事務所・事業所などが所在する市町に申告し、納付します。

法人事業税

県税

法人事業税は、法人が事業活動を行う上で受ける各種行政サービスに必要な経費の一部を負担していただく税金です。

1 納める人は

県内に事務所・事業所を設けて、事業を行っている法人

2 納める額は

税率A：平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度分
 税率B：令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度分
 税率C：令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度分
 税率D：令和4年4月1日以後に開始する事業年度分

法人の種類	区分	税率(注1から3)			
		税率A	税率B	税率C	税率D
【外形標準課税対象法人】 資本金の額または出資金の額が1億円超の法人 (下記以外の法人)	付加価値割	1.2%			
	資本割	0.5%			
	所得のうち	年400万円以下の金額	0.3%	0.4%	1.0%
		年400万円を超え 800万円以下の金額	0.5%	0.7%	
		年800万円を超える金額	0.7%	1.0%	
3以上の都道府県に事務所、事業所を有する法人	0.7%	1.0%			
・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人 ・公益法人等 ・投資法人等	所得のうち	年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	
		年400万円を超え 800万円以下の金額	5.1%	5.3%	
		年800万円を超える金額	6.7%	7.0%	
	資本金の額または出資金の額が1千万円以上で3以上の都道府県に事務所、事業所を有する法人	6.7%	7.0%		
特別法人 ・協同組合 ・信用金庫 ・医療法人等	所得のうち	年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	
		年400万円を超える金額	4.6%	4.9%	
	特定の協同組合等の所得のうち 年所得10億円超の金額	5.5%	5.7%		
	資本金の額または出資金の額が1千万円以上で3以上の都道府県に事務所、事業所を有する法人	4.6%	4.9%		
収入金課税法人 ・電気供給業 (発電事業等、小売電気事業等および 特定卸供給事業(注4)以外) ・ガス供給業 ・生命・損害保険業	収入金額	0.9%	1.0%		
電気供給業のうち ・発電事業等 ・小売電気事業等 ・特定卸供給事業(注4)を行う法人	資本金の額または出資金の額が1億円超の普通法人				
	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%	
	付加価値割				0.37%
	資本割				0.15%
	資本金の額または出資金の額が1億円以下の普通法人等				
	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%	
所得				1.85%	
ガス供給業のうち ・特定ガス供給業を行う法人	収入金額	0.9%	1.0%		0.48%
	付加価値割				0.77%
	資本割				0.32%

(注1) 令和元年度税制改正により、新たな地方法人課税の偏在是正制度である「特別法人事業税」が創設されることに伴い、地方法人特別税廃止による復元後の法人事業税の税率が引き下げられました。

(注2) 令和2年度税制改正により、電気供給業のうち発電・小売電気事業を行う法人に係る課税方式が見直されたことに伴い、令和2年4月1日以後に開始する事業年度に係る税率の改正がありました。

(注3) 令和4年度税制改正により、大法人に対する所得割の軽減税率およびガス供給業に係る収入金額課税が見直されたことに伴い、令和4年4月1日以後に開始する事業年度に係る税率の改正がありました。

(注4) 令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

☆法人事業税に外形標準課税が導入されています。

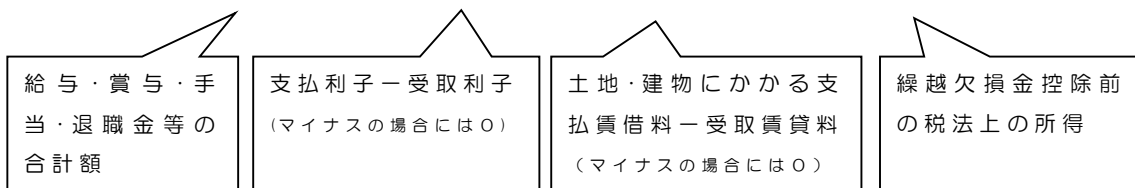
○ 景気の影響を受けず税収の安定化を図り、また広く薄く公平な税制度を実現するために、平成16年4月1日以後開始する事業年度から、資本金1億円を超える普通法人を対象として外形標準課税が導入されています。

○ 法人事業税には、「所得割」・「付加価値割」・「資本割」・「収入割」がありますが、外形標準課税は、このうち「付加価値割」・「資本割」部分を指します。

<付加価値割額の算出方法>

◎ 付加価値割額 = 付加価値額 × 税率

付加価値額 = (報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料) ± 単年度損益



<資本割額の算出方法>

◎ 資本割額 = 資本金等の額 × 税率

3 納める方法は

法人県民税と一緒に、法人の事務所・事業所を管轄する県税事務所（滋賀県の場合は西部県税事務所）に申告し、納付します。

特別法人事業税

国税

特別法人事業税は、令和元年度税制改正にて、地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な問題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、法人事業税の一部を分離し、創設された国税です。法人事業税と併せて県が課税します。

1 適用期日

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用されます。

2 納める人は

法人事業税(所得割または収入割)の納税義務者

3 納める額は

法人事業税額(所得割額または収入割額) × 税率

税率 A: 令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までに開始する事業年度分
税率 B: 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに開始する事業年度分
税率 C: 令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分

区 分	税 率 (注 1 および 2)		
	A	B	C
付加価値割額、資本割額および所得割額の合算額によって法人事業税を課される法人	260.0%	260.0%	260.0%
所得割額によって法人事業税を課される普通法人等	37.0%	37.0%	37.0%
所得割額によって法人事業税を課される特別法人	34.5%	34.5%	34.5%
収入割額によって法人事業税を課される法人	30.0%	30.0%	30.0%
収入割額、付加価値割額および資本割額の合算額または収入割額および所得割額の合算額によって法人事業税を課される法人(電気供給業のうち発電事業等、小売電気事業等および特定卸供給事業を行う法人)		40.0%	40.0%
収入割額、付加価値割額および資本割額の合算額によって法人事業税を課される法人(ガス供給業のうち特定ガス供給業を行う法人)			62.5%

(注 1) 令和 2 年度税制改正により、電気供給業のうち発電・小売電気事業を行う法人に係る課税方式が見直されたことに伴い、令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る税率の改正がありました。

(注 2) 令和 4 年度税制改正により、大法人に対する所得割の軽減税率およびガス供給業に係る収入金額課税が見直されたことに伴い、令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る税率の改正がありました。

4 納める方法は

法人事業税と一緒に、法人の事務所・事業所を管轄する県税事務所(滋賀県の場合は西部県税事務所)に申告し、納付します。

5 都道府県への譲与

特別法人事業税の税収は、令和 2 年度から都道府県に「特別法人事業譲与税」として譲与されます。各都道府県に対する譲与額は、各都道府県の人口であん分することとなっています。



地方税電子申告システム「**eLTAX**」をご利用ください！ ～これからは“地方税”もインターネットでカンタン申告～

◇ エルタックスとは

地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。



◇ **eLTAX** 利用によるメリットは？

- 1 **eLTAX** のサービスは無料で利用できる！
- 2 自宅やオフィスから手続きできる！
- 3 複数の地方公共団体への申告納付を一度にまとめて行える！
- 4 無料の専用ソフト「PCdesk」で申告書を簡単に作成できる！
- 5 セキュリティ対策も万全！



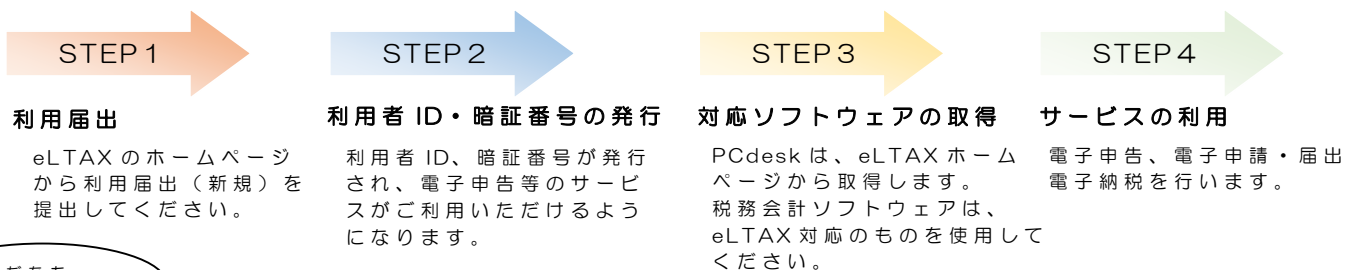
◇ **eLTAX** で行える手続きは？

- | | | |
|---|--|---|
| <p>① 電子申告対象税目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 法人都道府県民税 <input type="checkbox"/> 法人事業税 <input type="checkbox"/> 特別法人事業税 <input type="checkbox"/> 法人市町村民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税（償却資産） <input type="checkbox"/> 個人住民税（給与支払報告書や特別徴収関連手続） <input type="checkbox"/> 事業所税 | <p>② 電子申請・届出</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 法人設立届出や異動届出等 <input type="checkbox"/> 申告手続きに関連した申請・届出手続き <input type="checkbox"/> 事業所等新設・廃止申告 | <p>③ 電子納税（地方税共通納税システム）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申告手続きに関連した納付手続き
※ 固定資産税（償却資産）を除く |
|---|--|---|



（注）地方公共団体ごとの提供サービスについては、eLTAX ホームページでご確認ください。

◇ **eLTAX** ご利用の流れ



詳しくは **eLTAX ホームページ** をご覧ください。

エルタックス ▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX の利用可能時間 8:30～24:00（土日祝、年末年始 12/29～1/3 は除く。）

法人税

国税

1 納める人は

株式会社、協同組合などの法人

2 納める額は

「所得金額」 × 「税率」 = 「納める税額」

※所得金額 = 益金の額 - 損金の額

※税率

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに開始する事業年度			
法人組織区分		所得金額	
		年800万円以下	年800万円超
普通法人	○株式会社、合資会社、合名会社、合同会社、特例有限会社 ○一般社団法人、一般財団法人【非営利型法人以外】 ○医療法人（社会医療法人、特定医療法人を除く） ○相互会社 ○その他の普通法人	期末時の資本金の額等が1億円超の法人及び相互会社	23.2%
		その他の法人	15% 23.2%
	○特定医療法人		15% 19%
公益法人等	○社会医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、その他の公益法人等		15% 19%
	○公益社団法人、公益財団法人 ○一般社団法人、一般財団法人【非営利型法人】 ○認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合等		15% 23.2%
協同組合等			15% 19%
! 特定の協同組合等			(年10億円超 22%)
人格のない社団等			15% 23.2%

3 納める方法は

原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に申告し、納めます。

地方法人税

国税

地方法人税は、法人税を納める法人が、基準法人税額に10.3%の税率を乗じて計算した金額を法人税と同時に税務署に申告・納付します。

地方法人税の税収は、地方交付税の原資とされます。

鉱区税

県税

鉱区税は、鉱物を採掘する権利を与えられている人に課される税金です。

1 納める人は

県内に石灰石、長石、金、マンガンなどの鉱区の鉱業権を所有している人

2 納める額は

●砂鉱を目的としない鉱区

試掘鉱区・・・面積100アールごとに年200円

採掘鉱区・・・面積100アールごとに年400円

(石油・天然ガスを目的とするものは、上記の税率の3分の2)

●砂鉱を目的とする鉱区・・・面積100アールごとに年200円

自動車と税



自動車に関係のある税金は、国税、地方税などこのような税金が課税されます。

取得した時	所有している時	運行している時
<ul style="list-style-type: none"> 自動車重量税〔国税〕 自動車税環境性能割〔県税〕 軽自動車税環境性能割〔市町村税〕 自動車税種別割〔県税〕 消費税〔国税〕 地方消費税〔県税〕 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税種別割〔県税〕 軽自動車税種別割〔市町村税〕 自動車重量税（車検時）〔国税〕 	<ul style="list-style-type: none"> 揮発油税〔国税〕 地方揮発油税〔国税〕 石油ガス税〔国税〕 軽油引取税〔県税〕

自動車税環境性能割

県税

消費税率10%への引上げに合わせ、自動車取得税が令和元年9月30日をもって廃止され、令和元年10月1日から新たに自動車税環境性能割が創設されました。

自動車税環境性能割は、自動車を取得する際の環境性能に応じてかかる税金です。

1 納める人は

自動車（※）を取得した人

※軽自動車を除く。軽自動車には、市町村税である軽自動車税環境性能割がかかります。

2 納める額は

自動車の取得価額 × 税率（環境性能に応じて税率が適用されます。）

【乗用車】

区 分		自家用	営業用
電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車		非課税	非課税
LPG車・ハイブリッド車・ガソリン車・クリーンディーゼル車※	令和12年度燃費基準85%達成	非課税	非課税
	令和12年度燃費基準75%達成	1%	非課税
	令和12年度燃費基準65%達成	2%	0.5%
	令和12年度燃費基準60%達成	2%	1%
上記以外または令和2年度燃費基準未達成車		3%	2%

※ クリーンディーゼル車については、令和3年度からガソリン車と同等に扱うこととされていますが、2年間の激変緩和措置により、令和4年度については以下のとおり軽減されます。

	令和4年4月から令和5年3月まで
令和12年度燃費基準60%以上達成	非課税
上記以外または令和2年度燃費基準未達成車	3%

【バス・トラック】

バスまたはトラックについても、排ガス規制および燃費基準達成度合いに応じて、非課税～3%の税率が適用されます。

3 免税点・非課税

取得価額が50万円以下のときや相続によって取得した場合などは課税されません。

4 身体などに障害のある人に対する減免

一定級以上の障害者が使用する自動車については、申請により自動車税環境性能割が減免されます。

5 納める方法は

自動車を取得したことを運輸支局に登録するか届出するときに自動車税事務所へ申告して、納付します。

6 市町への交付

自動車税環境性能割の40.85%は県内の市町に交付されます。

自動車税種別割

県税

旧自動車税は、消費税率10%への引上げに合わせ、令和元年10月1日から自動車税種別割と名称が変更されました。自動車税種別割は、自動車の所有に対してかかる税金です。

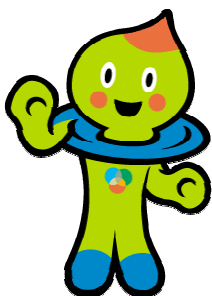
1 納める人は

県内に定置場（いつも置いてある場所）のある自動車の所有者。

ただし、割賦販売など売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主である使用者。

2 納める額は

自動車の種類（乗用車、トラック、バスなどの別）や用途（営業用、自家用などの別）、排気量、積載量などにより税額は異なりますが、主なものは次ページの表のとおりです。



滋賀県で自動車税種別割が課税された自動車の台数は約51万台あるよ！

（令和4年度当初課税分）

乗用車	税 額(円)		
	自家用		営業用
	初度登録 令和元. 9. 30 以前	初度登録 令和元. 10. 1 以後	
総排気量 1ℓ以下・ 電気自動車	29,500	25,000	7,500
〃 1ℓ超～1.5ℓ以下	34,500	30,500	8,500
〃 1.5ℓ超～2ℓ以下	39,500	36,000	9,500
〃 2ℓ超～2.5ℓ以下	45,000	43,500	13,800
〃 2.5ℓ超～3ℓ以下	51,000	50,000	15,700
〃 3ℓ超～3.5ℓ以下	58,000	57,000	17,900
〃 3.5ℓ超～4ℓ以下	66,500	65,500	20,500
〃 4ℓ超～4.5ℓ以下	76,500	75,500	23,600
〃 4.5ℓ超～6ℓ以下	88,000	87,000	27,200
〃 6ℓ超	111,000	110,000	40,700

トラック		税 額(円)	
		自家用	営業用
貨客兼用車 (積載量 1トン 以下)	総排気量 1ℓ以下・ 電気自動車	13,200	10,200
	総排気量 1ℓ超 1.5ℓ以下	14,300	11,200
	総排気量 1.5ℓ超	16,000	12,800
最大積載量 1トン以下		8,000	6,500
〃	1トン超 2トン以下	11,500	9,000
〃	2トン超 3トン以下	16,000	12,000
〃	3トン超 4トン以下	20,500	15,000

バス	税 額(円)	
	自家用	営業用
乗車定員 30 人以下 (一般乗合車)	—	12,000
〃 (その他)	33,000	26,500

3 納める方法は

県から送付される納税通知書により、毎年4月1日現在の所有者(使用者)が5月31日までに納付します。

4月1日以後に新たに自動車を所有するなど年度途中で納税義務が発生した場合は、運輸支局に新規登録の申請をするときに自動車税事務所へ申告して、月割による額で納付します(この場合、申請書に自動車税証紙代金収納印の押印を受けて納めます。)

4 身体などに障害のある人に対する減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、一定級以上の人が使用する自動車や、身体障害者などの人が利用するために構造を変更した自動車については、申請により自動車税が減免されます。

令和元年9月30日以前に初回新規登録した車両については年税額45,000円(重課対象車は51,700円)、令和元年10月1日以降に初回新規登録した車両については年税額44,000円を限度として減免されます。

5 自動車税種別割のグリーン化特例

自動車に起因する大気汚染や地球温暖化の対策として、燃費性能や排出ガス性能が優れている自動車については自動車税種別割の負担を軽減しています。(軽課)

一方、新車新規登録から一定年数を経過した自動車については、その排出ガスが環境に与える負荷が現在の排出ガス基準値に比べ大きくなっていることから自動車税の負担を重くしていません。（重課）

◆ 負担が軽減される自動車（環境負荷の小さい自動車）

○ 令和3～4年度（令和3年4月1日～令和5年3月31日）に新車新規登録された下表の自動車については、新車新規登録の翌年度に限り税率を軽減します。

対象自動車		措置内容
電気自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減または平成30年排ガス規制適合）		概ね 75%軽減
営業用乗用車 （ガソリン・LPG）	『平成17年排ガス規制75%低減または平成30年排ガス規制50%低減』かつ『令和12年度燃費基準90%達成』かつ『令和2年度燃費基準達成』	
営業用乗用車 （ディーゼル）	『平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合』かつ『令和12年度燃費基準90%達成』かつ『令和2年度燃費基準達成』	概ね 50%軽減
営業用乗用車 （ガソリン・LPG）	『平成17年排ガス規制75%低減または平成30年排ガス規制50%低減』かつ『令和12年度燃費基準70%達成』かつ『令和2年度燃費基準達成』	
営業用乗用車 （ディーゼル）	『平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合』かつ『令和12年度燃費基準70%達成』かつ『令和2年度燃費基準達成』	

◆ 負担が重くなる自動車（環境負荷の大きい自動車）

新車新規登録から一定年数を経過した自動車については、次のとおり税率が高くなります。

対象自動車	措置内容
ガソリン車・LPG車 （新車新規登録から13年を超えるもの）	経過した翌年度から通常の税率より概ね15%高くなります。 ただし、バス・トラック（ライトバン含む）は、概ね10%高くなります。
ディーゼル車 （新車新規登録から11年を超えるもの）	

※ 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの、メタノール車、一般乗合用バスおよび被けん引車は重課の対象から除かれます。

自動車税種別割の手続きQ & A



◎ 自動車を譲ったら……

自動車を譲ったり、下取りに出したりしても登録がそのまま翌年度以降も課税されます。必ず運輸（支）局で名義変更の手続きを行きましょう。手続きを相手方や代理人に依頼した時も、登録が確実に行われたかどうか確かめましょう。

◎ 壊れて動かない車がある……

壊れたりして使っていない車にも課税されます。抹消登録の手続きをすれば翌月からの自動車税種別割は減額されます。運輸（支）局で手続きを行きましょう。

◎ 引っ越したら……

運輸支局で住所変更の手続きを行ってください。もし、住所変更などの手続きが遅れる場合などは自動車税事務所に変更の届出をしてください。

（滋賀県のホームページから「しがネット受付サービス」により住所変更・訂正の届出もできます。）

滋賀運輸支局 TEL050-5540-2064（音声案内）

手続きは早めにすませましょう！

自動車重量税

国税

自動車重量税は、車検時などに、自動車の重量等に応じて課される税金です。

1 納める人は

新規または継続等のために、自動車検査証の交付や車両番号の指定を受ける人

2 納める額は

主なものは次のとおりです。

車種		車検期間	区分	本則税率	自家用	営業用	
検査自動車	乗用自動車	3年	車両重量0.5tごと	7,500円	12,300円	—	
		2年	〃	5,000円	8,200円	—	
		1年	〃	2,500円	4,100円	2,600円	
	バス		1年	車両総重量1tごと	2,500円	4,100円	2,600円
	トラック	車両総重量2.5t超	2年	〃	5,000円	8,200円	5,200円
			1年	〃	2,500円	4,100円	2,600円
		車両総重量2.5t以下	2年	〃	5,000円	6,600円	5,200円
			1年	〃	2,500円	3,300円	2,600円
	特種車		2年	〃	5,000円	8,200円	5,200円
			1年	〃	2,500円	4,100円	2,600円
	小型二輪車		3年	1車両につき	4,500円	5,700円	4,500円
			2年	〃	3,000円	3,800円	3,000円
			1年	〃	1,500円	1,900円	1,500円
	検査対象軽自動車		3年	〃	7,500円	9,900円	—
2年			〃	5,000円	6,600円	5,200円	
1年			〃	2,500円	3,300円	2,600円	
届出軽自動車	検査対象外軽自動車	二輪車	—	1届出につき	4,000円	4,900円	4,100円
		その他	—	〃	7,500円	9,900円	7,800円

※ 電気自動車等のいわゆる次世代自動車や、一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車については、本則税率を適用します。

また、令和3年5月1日から令和5年4月30日までの間に新車新規検査（予備検査を含む。）により自動車検査証の交付を受ける際には、減免措置（100%・75%・50%・25%）があります。

※ 初度登録（初度検査）から13年、18年を経過した自動車については、上記と税率が異なります。

軽自動車税環境性能割

市町税

消費税率10%への引上げに合わせ、自動車取得税が令和元年9月30日をもって廃止され、令和元年10月1日より新たに軽自動車税環境性能割が創設されました。

軽自動車税環境性能割は、軽自動車を取得する際の環境性能に応じてかかる税金です。

1 納める人は

三輪以上の軽自動車を取得した人

2 納める額は

取得価額の2%（※）

※ 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車（軽自動車）については、臨時的軽減措置により税率が1%軽減されます。

3 免税点・非課税

取得価額が50万円以下のときや相続によって取得した場合などは課税されません。

4 身体などに障害のある人に対する減免

一定級以上の障害者が使用する軽自動車については、申請により軽自動車税環境性能割が減免されます。

5 低公害車・低燃費車の軽減措置

一定の燃費基準を満たす軽自動車の取得については軽自動車税環境性能割が軽減されます。

6 納める方法は

軽自動車の登録または届出の際に申告して、納付します。

軽自動車税種別割

市町税

旧軽自動車税は、消費税率10%への引上げに合わせ、令和元年10月1日より軽自動車税種別割と名称が変更されました。軽自動車税種別割は、軽自動車などの所有に対してかかる税金です。

1 納める人は

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車の所有者

2 納める額は

軽自動車の種類により税額は異なりますが、その標準となるものは次のようになっています。

車 種		税 額
原動機付 自転車	総排気量50cc以下	2,000円
	総排気量50cc超～ 90cc以下	2,000円
	総排気量90cc超～ 125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽自動車	二輪（総排気量125cc 超～250cc以下）	3,600円
二輪の小型自動車 （総排気量250cc超～）		6,000円

車 種				税 額		
				平成27年3月 31日以前に取得 された車	平成27年4月 1日以降に取得 された車	最初の新規検査 から13年を経 過した車
軽自動車	三輪			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円

3 納める方法は

市町から送付される納税通知書によって納めます。（普通徴収）

軽油引取税

県税

軽油引取税は、バスやトラックなどの燃料である軽油の現実の納入を伴う引取り等に対して課される税金です。

1 納める人は

- 元売業者や特約業者から軽油の現実の納入を伴う引取りを行う者
元売業者：軽油を製造・輸入・販売する業者で、総務大臣が指定した者
特約業者：元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、販売する業者で、都道府県知事が指定した者
- 燃料炭化水素油を自動車用燃料として販売または消費した者 など

2 納める額は

軽油 1 キロリットルにつき 32,100 円

3 納める方法は

元売業者や特約業者等が、各月分をまとめて翌月末日までに県（滋賀県の場合は南部県税事務所）へ申告等することにより、納めます。

4 免税

石油化学製品製造を営む者や、船舶・鉄道・軌道車両・農業・林業等の機械の動力源など、法律に定めのある、一定の用途に使用する場合は、軽油の購入前に手続きをすれば免税となります。（石油化学製品製造を営む者を除き令和6年3月31日までの特例）

5 軽油の製造等の承認

次のような場合には、事前に知事の承認が必要になり、承認のない行為に対しては罰則が課されます。

- （1）軽油に灯油や重油などを混和するとき
- （2）灯油と重油を混和するなどして軽油を製造するとき
- （3）灯油や重油などを自動車の燃料として譲渡や消費をするとき

● 混和軽油などにも課税されます

軽油に灯油などを混ぜた混和軽油を販売（消費）した場合や、灯油や重油などを自動車の燃料として販売（消費）した場合は、販売（消費）した人に軽油引取税が課税されます。（この場合の申告・納税は販売（消費）した人が行います。）

上記5の承認を得ている場合で、課税済軽油が含まれるときはその分は控除されます。

滋賀県不正軽油ホットライン

不正軽油に関する情報をお寄せください

電話 0120-241869

FAX 077-528-4819

メール keiyu110@pref.shiga.lg.jp



軽油は県内のスタンドで給油しましょう。

揮発油税・地方揮発油税

国税

1 納める人は

揮発油の製造者および揮発油を保税地域から引き取る者

2 納める額は

揮発油税 : 1キロリットルにつき 48,600円

地方揮発油税 : 1キロリットルにつき 5,200円

※ 揮発油税は、主として自動車に使用するガソリンにかかる税金ですが、地方揮発油税もこれと同じで、申告・納付などはすべて揮発油税として併せて行います。

石油ガス税

国税

1 納める人は

自動車用の石油ガス容器への石油ガス充填者および課税石油ガスを保税地域から引き取る者

2 納める額は

自動車用石油ガス1キログラムあたり 17円50銭

不動産と税



不動産に関係のある税金は、国税、地方税などこのような税金が課税されます。

国 税	県 税	市 町 税
相続税	不動産取得税	固定資産税
贈与税	(固定資産税)	都市計画税
登録免許税	県民税	特別土地保有税
所得税		市町民税
法人税		

取得した時	所有している時	譲渡した時
不動産取得税	固定資産税	県民税
特別土地保有税	都市計画税	市町民税
相続税	特別土地保有税	所得税
贈与税		法人税
登録免許税		

※不動産に関する税金には、このほかに消費税・地方消費税や印紙税があります。

不動産取得税

県税

不動産取得税は、登記の有無や有償・無償またはその原因（売買、贈与、交換など）に関わらず、不動産（土地・家屋）を取得したときに課される税金です。

1 納める人は

- ・土地を売買、交換、贈与などにより取得した人
- ・家屋を新築、増・改築、売買、贈与などにより取得した人

2 納める額は

$$\boxed{\text{不動産の価格}^{(注1)} \text{ (課税標準)}} \times \text{税率}^{(注2)} = \boxed{\text{税額}}$$

(注1) 不動産取得税の課税標準となる不動産の価格は、次の価格によります。

- ① 実際の購入価格や建築工事の請負価格等ではなく、原則として、不動産を取得したときの市町の固定資産課税台帳に登録されている価格によります。
- ② 家屋の新築・増築・改築の場合など固定資産課税台帳に価格が登録されていない場合、総務大臣の定める「固定資産評価基準」により評価して知事が決定した価格によります。

※ ただし、宅地評価土地（宅地および宅地比準土地）を令和6年3月31日までに取得した場合は、不動産の価格の2分の1を課税標準とする特例措置が講じられています。

なお、宅地比準土地とは、宅地以外の土地（山林、雑種地等）で課税標準となる不動産の価格が、その状況の類似する宅地の価格に比準して決定された土地をいいます。

(注2) 税率は、下表のとおりです。

取得の時期	土地に対する税率	家屋に対する税率	
		住宅	住宅以外
H20.4.1～R6.3.31	3%	3%	4%

○ 免税点

- ① 価格が10万円未満の土地を取得したとき。
- ② 価格が23万円未満の家屋を建築（新築・増築・改築）したとき、または価格が12万円未満の家屋を取得（建築を除く）したとき。

3 納める方法は

○ 申告

不動産の取得の日から60日以内に、不動産の所在地の市町長を経由して知事に取得の申告書を提出します。

○ 納税

県税事務所から送付される納税通知書により、通知書に記載された納期限までに納めます。

4 住宅や住宅用土地に対する軽減について

1 住宅に対する軽減

(1) 新築住宅・新築未使用住宅

住宅の床面積が50㎡以上240㎡以下（貸家共同住宅の場合の下限は、1戸当たり40㎡以上）である要件等を満たす住宅を建築したとき、または未使用の新築住宅を購入したときには、1戸につき1,200万円（※）が価格（評価額）から控除されます。（なお、この床面積は、今回取得した住宅と同一敷地内に一構となるべき住宅全体で判定します。）

（※）長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築の場合については、平成21年6月4日から令和6年3月31日までの間に取得した場合に限り1,300万円となります。

(2) 中古住宅（耐震基準適合既存住宅）

取得した人が居住する住宅の床面積が50㎡以上240㎡以下であり、次のいずれかの要件を満たす中古住宅を取得したときには、当該中古住宅が新築された日に応じて、1戸につき当該住宅が新築された時点における控除額が価格（固定資産課税台帳登録価格）から控除されます。

- ① 昭和57年1月1日以降に新築されたもの。
- ② 昭和56年12月31日以前に新築されたもので、新耐震基準を満たすことが証明されたもの（当該住宅の取得の前2年以内に調査が終了したものに限る）。

新築された日	控除される額
昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	350万円
昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	420万円
昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円
平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円
平成9年4月1日以降	1,200万円

(3) 中古住宅（耐震基準不適合既存住宅）

住宅の床面積が 50 m²以上 240 m²以下であり、次の要件をすべて満たす中古住宅を取得したときには、当該中古住宅が新築された日に応じて、1戸につき当該住宅が新築された時点における控除額に税率（3%）を乗じて得た額が減額されます。

- ① 昭和 56 年 12 月 31 日以前に新築されたもの。
- ② 取得日から 6 か月以内に耐震改修を行い、新耐震基準に適合する証明を受け、改修後に取得者（個人）が居住すること。

2 住宅用の土地に対する軽減

(1) 新築住宅用土地

次の①、②いずれかの要件を満たす新築住宅用土地を取得した場合には、土地の取得に対する税額から、次の（ア）、（イ）のいずれか高い方の額が減額されます。

(ア) 45,000円

(イ)

土地 1 m ² 当たりの価格 (※)

 ×

住宅の床面積 × 2 (最高 200 m ²)
--

 × 3%

(※) 宅地評価土地については、特例措置適用後の価格により算出した価格

- ① 土地を取得した日から 2 年（令和 6 年 3 月 31 日までの取得の場合は 3 年）以内に当該土地の上に、1（1）の新築住宅を取得した場合で、一定の要件を満たすとき
- ② 土地を取得した人が、取得の日前 1 年以内に、その土地の上に 1（1）の新築住宅の要件を満たす住宅を新築していた場合

(2) 新築未使用住宅用土地

新築未使用の 1（1）の新築住宅の要件を満たす住宅とその土地を、住宅の新築後 1 年以内に取得した場合には、2（1）の新築住宅用土地の減額の計算と同じ計算により算定した額が減額されます。

(3) 中古住宅（耐震基準適合既存住宅）用土地

土地を取得した人が、取得の日から 1 年以内または取得の日前 1 年以内に、その土地の上にある 1（2）の中古住宅の要件を満たす住宅、または、新築未使用の 1（1）の新築住宅の要件を満たす自己居住用の住宅で新築された日から 1 年以上経過したものを取得した場合には、2（1）の新築住宅用土地の減額の計算と同じ計算により算定した額が減額されます。

(4) 中古住宅（耐震基準不適合既存住宅）用土地

土地を取得した人が、取得の日から 1 年以内または取得の日前 1 年以内に、その土地の上にある中古住宅（耐震基準不適合既存住宅）を取得した場合には、2（1）の新築住宅用土地の減額の計算と同じ計算により算定した額が減額されます。

※ 中古住宅（耐震基準不適合既存住宅）の取得が 1（3）の要件に該当する場合に限る。

5 非課税について（主なもの）

次の場合には、不動産取得税は課税されません。

- 1 相続等の形式的な所有権の移転等に対する非課税
- 2 用途による非課税
 - ① 学校法人や宗教法人などが、その本来の事業の用に供する不動産を取得した場合
 - ② 社会福祉法人などが一定の社会福祉の事業の用に供する不動産を取得した場合
 - ③ 公共の用に供する道路などの不動産を取得した場合等

6 その他の軽減について（主なもの）

次の場合に該当するとき、一定の要件を満たすと軽減されます。

- 1 公共事業（収用することができる事業）のために、その事業を行う者に不動産を譲渡したり、移転補償金を受けた者が、一定期間内に代替不動産を取得した場合
- 2 譲渡担保として不動産を取得した後、2年以内に債権の消滅により所有権を戻した場合
- 3 取得した不動産が、取得の日から3か月以内に発生した災害により本来の用に供することができなくなった場合
- 4 災害により滅失等した不動産の所有者が2年以内に代替不動産を取得した場合
- 5 取りこわすことを条件として家屋を取得し、使用することなく直ちに取りこわした場合
- 6 宅地建物取引業者が、新築された日から10年以上経過した中古住宅を取得して2年以内に、一定の改修工事を行った後に個人へ譲渡し、その個人が自己の居住の用に供した場合の宅地建物取引業者に課される不動産取得税（令和5年3月31日までの取得に限る。）
- 7 宅地建物取引業者が、新築された日から10年以上経過した中古住宅の敷地の用に供する土地（その中古住宅とともに取得したものに限り。）を取得して2年以内にその土地の上にある中古住宅に対し一定の改修工事を行った後、その中古住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に譲渡し、その個人がその中古住宅のうち一定のものをその者の居住の用に供した場合の宅地建物取引業者に課される土地の取得についての不動産取得税（令和5年3月31日までの取得に限る）

7 納税の猶予について

新築住宅用土地および中古住宅用土地に対して、一定期間内に不動産取得税の軽減を受ける要件を満たす予定であることについて申請をした場合は、一定期間に限って、軽減される見込額の納税が猶予されます。

納税が猶予される場合		猶予期間
新築住宅用土地	土地の取得後2年（令和6年3月31日までの取得の場合は3年）以内にその土地の上に、土地を取得した人が、 4 1（1）新築住宅を新築することが確実であるとき等一定の要件を満たす場合には、 4 2（1）新築住宅用土地の減額に相当する額について、申請により徴収猶予を受けることができます。	土地を取得した日から3年（100戸以上ある共同住宅等で一定の要件を満たす場合は4年）
宅（用土地） 基準適合既存住宅 中古住宅（耐震	土地を取得した人が取得後1年以内にその土地の上にある 4 1（2）中古住宅を取得することが確実であるときは、 4 2（3）中古住宅用土地の減額に相当する額について、申請により徴収猶予を受けることができます。	土地を取得した日から1年
用土地） 中古住宅（耐震基準不適合既存住宅）	<p>土地を取得した人が取得後1年以内にその土地の上にある中古住宅（耐震基準不適合既存住宅）を取得することが確実であるときは、42（4）中古住宅用土地の減額に相当する額について、申請により徴収猶予を受けることができます。</p> <p>※ 中古住宅（耐震基準不適合既存住宅）の取得が、41（3）の要件に該当することが確実である場合に限る。</p>	土地を取得した日から1年6か月
	<p>土地を取得した人が取得前1年の期間内にその土地の上にある中古住宅（耐震基準不適合既存住宅）を取得していたときは、42（4）中古住宅用土地の減額に相当する額について、申請により徴収猶予を受けることができます。</p> <p>※ 中古住宅（耐震基準不適合既存住宅）の取得が、41（3）の要件に該当することが確実である場合に限る。</p>	土地を取得した日から6か月

税知識チェック・ポイント！

わが家の不動産取得税はいくら？

問題： 宅地を令和3年10月1日に購入し、その土地の上に令和4年6月1日に専用住宅を新築しました。不動産取得税はいくらになるでしょう？

- 土地 面積 300㎡
固定資産課税台帳の価格 1,200万円
- 家屋 延床面積 120㎡
取得時の評価額 1,300万円

答え：

【土地の税額】

(当初の税額)

$$1,200 \text{ 万円} \times 1/2 \times 3\% = \underline{18 \text{ 万円}}$$

(住宅が1(1)新築住宅の要件を満たすことによる減額)

$$1,200 \text{ 万円} \times 1/2 \div 300 \text{ ㎡} \times 200 \text{ ㎡} \times 3\% = \underline{12 \text{ 万円}}$$

$$4 \text{ 万} 5 \text{ 千円} < 12 \text{ 万円} \Rightarrow 12 \text{ 万円減額}$$

※P. 44 **4**2(1)参照

120㎡×2=240㎡ですが200㎡が限度です。

(納付すべき税額)

$$\underline{18 \text{ 万円}} - \underline{12 \text{ 万円}} = \underline{6 \text{ 万円}}$$

【家屋の税額】

$$1,300 \text{ 万円} - 1,200 \text{ 万円} = 100 \text{ 万円}$$

$$100 \text{ 万円} \times 3\% = \underline{3 \text{ 万円}}$$

ただし、認定長期優良住宅の場合は0円(1,300万円-1,300万円=0円)

※P. 43 **4**1(1)参照

土地の価格に2分の1をかけているのはなぜだろう？



税率3%をかけるだけではだめなのかな？

ヒント：42ページの(注1)を見てみよう。

固定資産税

市町税

固定資産税は、毎年1月1日現在で土地、家屋、償却資産を所有している人に、その固定資産の価格をもとに算定された額が課される税金です。

1 納める人は

毎年1月1日現在の固定資産（土地、家屋および償却資産）の所有者として、固定資産課税台帳に登録されている人

2 納める額は

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{固定資産の価格} \\ \text{(課税標準)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税 率} \\ \text{(1.4\%)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline \end{array}$$

3 納める方法は

毎年1月1日現在の所有者が、市町から送付される納税通知書により、市町の条例に定められた納期（通常4月、7月、12月、2月の年4回ですが、市町により異なります。）に納めます。

なお、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の内容等を1月31日までに申告します。

○ 固定資産とは

固定資産とは、土地、家屋、償却資産を総称したもので、次のものをいいます。

【土地】田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、その他の土地

【家屋】住宅、店舗、工場、倉庫、その他の建物

【償却資産】構築物、機械、装置、工具、器具、備品、船舶、車両、運搬具、航空機などの事業用資産で、法人税または所得税で減価償却の対象となる資産。ただし、自動車税、軽自動車税が課される自動車は除きます。

○ 資産譲渡後の納税義務者

固定資産税は、1月2日以降に所有権の移転が行われても、その年の納税義務者は変更されません。なお、売買契約などで、固定資産税の負担割合を所有期間であん分することがありますが、あくまでも当事者間の約束にとどまるものです。

○ 価格（評価額）とは

固定資産の価格とは、市町の固定資産課税台帳に登録されている価格です。その価格は、総務大臣が定める固定資産評価基準にしたがって、市町の固定資産評価員が行った評価に基づいて、市町長が決定します。

○ 土地・家屋の価格

土地・家屋の価格は、3年に一度評価替えを行い、価格を決定します。この評価替えの年度を基準年度といい、直近では令和3年度がこの基準年度に当たります。なお、第2年度（令和4年度）、第3年度（令和5年度）は、原則として基準年度（令和3年度）の価格を据え置きます。

ただし、新築、増改築等のあった家屋および地目の変換のあった土地など基準年度の価格によることが適当でない場合は、新たに評価を行い、新しい価格を決定します。

○ 免税点

次の場合には、固定資産税は課税されません。

区 分	免 税 点
土 地	固定資産の価格（課税標準額）が 30万円未満
家 屋	固定資産の価格（課税標準額）が 20万円未満
償却資産	固定資産の価格（課税標準額）が150万円未満

○ 住宅用地の申告

住宅用地の認定のため、次のような場合には、「固定資産税の住宅用地等申告書」の提出が必要です。

- ① 住宅を新築・増築した場合
- ② 住宅を全部または一部取り壊した場合
- ③ 家屋の用途を変更した場合（住宅から店舗に、店舗から住宅に変更するなど）

○ 住宅用地の特例措置

住宅用地とは、住宅の敷地となっている土地をいい、住宅の延床面積の10倍を限度とします。毎年1月1日（賦課期日）現在に住宅用地であるものについては、次のような課税標準の特例措置があります。

- ① 小規模住宅用地（200㎡までの住宅用地） $\text{課税標準額} = \text{価格} \times 1 / 6$
- ② 一般住宅用地（200㎡を超える部分の住宅用地） $\text{課税標準額} = \text{価格} \times 1 / 3$

○ 土地に対する負担調整措置

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となりますが、土地については過去からの経緯で、地域や土地により価格にばらつきが生じています。このため、課税の公平の観点から、ばらつきのある価格に対する課税標準額の割合を均衡化させるため、税負担の調整措置が講じられています。

○ 新築住宅に対する減額措置

一定の要件を満たす新築住宅については、一般住宅の場合、新築後3年度分（3階建以上の中高層耐火住宅は、新築後5年度分）、長期優良住宅の場合、新築後5年度分（3階建以上の中高層耐火住宅は、新築後7年度分）に限り、固定資産税額の1/2が減額されます。減額の対象となるのは、住居として用いられている部分のみで、床面積の120㎡分に相当する部分までが減額されます。

県固定資産税

県税

固定資産税は、本来は市町税ですが、県固定資産税は、市町の財政上の均衡を図る見地から、法律で定める一定限度以上の償却資産に対して県が課税する税金です。

1	納める人は
---	-------

一定限度以上の償却資産の所有者

2 納める額は

$$\boxed{\text{市町が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税 率} \\ (1.4\% \\) \end{array}} = \boxed{\text{税 額}}$$

3 納める方法は

- 申告
毎年1月31日までに申告します。
- 納税
県税事務所から送付される納税通知書により、原則として、5月、7月、12月および2月に納めます。

都市計画税

市町税

都市計画税は、原則として都市計画法で定める市街化区域内に所在する土地、家屋に対して課される税金で、その収入は、都市整備の事業などの費用に充てられる目的税です。

1 納める人は

原則として都市計画法で定める市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者として、毎年1月1日現在、固定資産課税台帳に登録されている人

2 納める額は

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{固定資産の価格} \\ (\text{課税標準}) \end{array}} \times \boxed{\text{税 率}} = \boxed{\text{税 額}}$$

- (1) 課税標準については、ほぼ固定資産税の場合と同様になっており、土地については負担調整措置がとられています。
- (2) 税率については、市町の条例により次のように決められています。

税率	市 町
0.3%	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市
0.2%	守山市、栗東市、東近江市、米原市、野洲市

※ 本県では、上記以外の市町においては都市計画税は課税されていません。

3 納める方法は

毎年1月1日現在の所有者が、市町から送付される納税通知書により、固定資産税とあわせて市町の条例に定められた納期（通常4月、7月、12月、2月の年4回ですが、市町により異なります。）に納めます。

贈与税

国税

贈与税は、個人から財産をもらったときに課される税金です。その課税方法には「暦年課税」と「相続時精算課税」があります。

なお、会社など法人から財産をもらったときは、一時所得として所得税の課税対象となります。

1 暦年課税制度

1月1日から12月31日までの1年間にもらった財産の合計額（贈与財産額）が110万円を超える場合に申告と納税が必要となります。贈与を受けた年の1月1日において20歳（注）以上の人が、父母や祖父母などの直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率は、「一般税率」ではなく、「特例税率」を適用します。

また、この特例税率の適用がある財産のことを「特例贈与財産」といい、それ以外の一般税率を適用する財産のことを「一般贈与財産」といいます。

（注）「20歳」とあるのは、令和4年4月1日以後の贈与については「18歳」となります。

○ 税額の計算

1 一般贈与財産又は特例贈与財産のいずれかのみのものである場合

（もらった財産の合計額－110万円）× 税率（※）－控除額 ＝ 税額

※【一般贈与財産用】（一般税率）

（ ）内の価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,500万円以下	45%	175万円
3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

※【特例贈与財産用】（特例税率）

（ ）内の価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	40%	190万円
3,000万円以下	45%	265万円
4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

2 一般贈与財産と特例贈与財産の両方の財産をもらった場合

次の①および②の合計額（①＋②＝税額）

一般贈与財産に対応する金額： $a \times (A/C)$ … ①

特例贈与財産に対応する金額： $b \times (B/C)$ … ②

- | |
|---|
| A : 一般贈与財産の価額 |
| B : 特例贈与財産の価額 |
| C : 合計贈与価額 (A + B) |
| a : 合計贈与価額 C について <u>一般税率</u> を適用して計算した金額 |
| b : 合計贈与価額 C について <u>特例税率</u> を適用して計算した金額 |

○ 配偶者の特例

婚姻期間 20 年以上の夫婦の間で居住用不動産等の贈与があった場合には、一定の要件に当てはまれば、贈与税の申告をすることにより基礎控除額 110 万円のほかに最高 2,000 万円までの配偶者控除を受けられます。

2 相続時精算課税制度

特定の贈与者から贈与を受けた贈与財産の合計額から特別控除額(累積 2,500 万円)を控除した残額に 20%の税率を乗じた税額を納税します。

その後、財産を贈与した人の死亡時に、その贈与財産と相続財産とを合わせて相続税を計算した上で、贈与税額を控除し精算するという、贈与税と相続税を一体のものとして課税する制度です。

なお、この制度の適用を受けるには、財産を贈与した人は贈与をした年の 1 月 1 日で 60 歳以上であること、かつ、財産の贈与を受けた人は贈与を受けた年の 1 月 1 日で 20 歳以上であり贈与者の子や孫などであることが必要です。

この相続時精算課税を選択した場合には、その選択に係る贈与者からの贈与財産額が 110 万円以下であっても贈与税の申告をする必要があります。

3 納める方法は

贈与税を納める必要がある人は、申告と納税が必要となり、その申告期間は、贈与を受けた年の翌年の 2 月 1 日から 3 月 15 日までです。

(暦年課税の場合の計算例)

- 1 一般贈与財産 500 万円の現金のみをもらった場合

$$(500 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円}) \times 20\% - 25 \text{ 万円} = 53 \text{ 万円}$$

- 2 一般贈与財産 100 万円(A)の現金と特例贈与財産 400 万円(B)の現金の合計 500 万円(C)をもらった場合

$$500 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円} = 390 \text{ 万円}$$

$$\begin{aligned} \text{a 一般税率を適用して計算した金額} &: 390 \text{ 万円} \times 20\% - 25 \text{ 万円} = 53 \text{ 万円} \\ \text{一般贈与財産に対応する金額} &: 53 \text{ 万円} \times (100 \text{ 万円} / 500 \text{ 万円}) \\ &= 10.6 \text{ 万円} \dots \text{①} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{b 特例税率を適用して計算した金額} &: 390 \text{ 万円} \times 15\% - 10 \text{ 万円} = 48.5 \text{ 万円} \\ \text{特例贈与財産に対応する金額} &: 48.5 \text{ 万円} \times (400 \text{ 万円} / 500 \text{ 万円}) \\ &= 38.8 \text{ 万円} \dots \text{②} \end{aligned}$$

$$\text{①} + \text{②} = 49.4 \text{ 万円}$$

相続税

国税

相続税は、亡くなった人から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額から債務などを差し引いた額（正味の遺産額）が基礎控除額を超える場合にその超える部分に対して、課される税金です。

1 正味の遺産額

正味の遺産額とは、不動産、有価証券、預金、現金などの財産の価額の合計額から債務や葬式費用などを差し引いた額をいいます。

なお、相続時精算課税の適用を受けた財産や相続開始前3年以内の贈与財産がある場合は正味の遺産額に加算されます。

2 基礎控除額

基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

法定相続人数は、原則として、民法に規定されている相続人（相続の放棄があってもなかったものとした場合における相続人）の数になります。また、被相続人に養子がいる場合、法定相続数の数に含める養子の数は、実子がいるときは1人（実子がいなるときは2人）までとなります。

3 納める額は

（第一段階）

正味の遺産額から基礎控除額を差し引いた額を法定相続人ごとの法定相続分どおりにあん分し、それぞれに税率を適用します。

税額 = ① × ② - ③

法定相続分に応ずる取得金額①	税率②	控除額③
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

（第二段階）

第一段階で求めた各法定相続人別の総額を合計した額（相続税の総額）を実際に取得した正味の遺産額の割合に応じて相続税の総額を実際の相続割合であん分して各人の納税額を求めます。

なお、配偶者が実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円または法定相続分に応ずる金額のいずれが多い金額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

4 納める方法は

相続税を納める必要がある人は、申告と納税が必要となり、その期限は、被相続人の死亡したことを知った日の翌日から10か月以内です。

(計算例)

法定相続人が妻と子2人で相続割合は妻 $2/5$ ・子 $2/5$ ・子 $1/5$ 、正味の遺産額が2億円の場合

正味の遺産額2億円－基礎控除額4,800万円(3,000万円＋600万円×3)
＝1億5,200万円

これを各人の法定相続分であん分すると

妻(1/2) 7,600万円	子(1/2×1/2) 3,800万円	子(1/2×1/2) 3,800万円
-------------------	-----------------------	-----------------------

それぞれに税率を適用して相続税の総額を求めます。

妻 7,600万円×30%－700万円＝1,580万円	} 総額 2,700万円
子 3,800万円×20%－200万円＝560万円	
子 3,800万円×20%－200万円＝560万円	

相続税の総額を実際の相続割合にあん分して各人の納税額を求めます。

妻 2,700万円×2/5 ＝1,080万円	子 2,700万円×2/5 ＝1,080万円	子 2,700万円×1/5 ＝540万円
---------------------------	---------------------------	-------------------------

※ 妻については正味の遺産額が1億6,000万円以下のため全額軽減されます。
なお、配偶者の税額軽減を受けるためには相続税の申告書に、遺言書の写し、遺産分割協議書の写し(相続人全員の印鑑証明書を添付したもの)などを添付する必要があります。

登録免許税

国税

登録免許税は、不動産の登記などをするときにかかる税金です。

1	納める人は
	登記などをする人

2	納める額は
---	-------

登記などの種類に応じて、税率が定められています。

3	納める方法は
---	--------

現金で納付し、その領収書を登記などの申請書に貼り付けて登記所に提出します。
税額が3万円以下の場合には、印紙により納付することもできます。

貯蓄・株式投資等と税



県民税利子割

県税

県民税利子割は、金融機関などから支払を受ける預貯金の利子、財形貯蓄の利子などに対して、課される税金です。

1 納める人は

県内の金融機関などから利子などの支払いを受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

※ 平成28年1月1日以降に支払われる特定公社債等（国債、地方債、公募公社債等）の利子等については、県民税配当割の対象となります。

※ 平成28年1月以降に支払を受ける利子から、法人に係る利子割が廃止されました。

○ 課されない場合（非課税）

次の場合には、県民税利子割は課税されません。

① 遺族基礎年金を受ける妻、寡婦年金を受ける妻、身体障害者等一定の人

- ・ 少額預金非課税制度（マル優）
 - ・ 少額公債非課税制度（特別マル優）
 - ・ 郵便貯金非課税制度※
- 元本それぞれ 350 万円以下、
合計 700 万円以下（非課税の郵便貯金が継続している間は 1,050 万円以下）

※ 平成19年9月以前に預けられていた非課税の郵便貯金は、平成19年10月以後預入期間等が経過するまでの間は非課税となります。

② 勤労者が行う財産形成貯蓄

- ・ 財形住宅貯蓄
 - ・ 財形年金貯蓄
- 元本合計 550 万円以下

③ 非居住者または外国法人が支払を受ける利子等

④ その他所得税において非課税とされる利子等



2 納める額は

支払を受けるべき利子等の額×5%

（この他に、所得税・復興特別所得税が15.315%の税率でかかります。）

3 納める方法は

金融機関などが利子等の支払の際に利子割を特別徴収し、翌月10日までに申告し、納めます。

○ 市町への交付

県に納入された県民税利子割のうち、59.4%相当額は、県内の市町に交付されます。

県民税配当割

県税

県民税配当割は、一定の上場株式等の配当等に対して、課される税金です。

1 納める人は

一定の配当等の支払いを受ける個人が、配当を支払う人を通じて納めます。

なお、一定の上場株式等の配当のほかに、公募公社債投資信託の収益分配や、特定投資法人の投資口の配当なども、課税の対象になります。

2 納める額は

支払を受けるべき配当等の額×5%

(この他に、所得税・復興特別所得税が15.315%の税率でかかります。)

3 納める方法は

配当等の支払をする上場企業などが、配当等の支払の際に配当割を特別徴収し、翌月10日までに申告し、納めます。

※ 上記の配当等の支払いを受けた個人は、当該配当等の所得については申告をしなくてもよいことになっていますが、申告をした場合は所得割で課税され、所得割額から配当割額が控除されます。

○ 市町への交付

県に納入された県民税配当割のうち、59.4%相当額は、県内の市町に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

県税

県民税株式等譲渡所得割は、上場株式等の譲渡による所得に対して、課される税金です。

1 納める人は

特定株式等譲渡所得金額の支払を受ける個人が、特定株式等譲渡所得金額の支払を行う証券会社等の本社を通じて納めます。

2 納める額は

支払を受けるべき特定株式等譲渡等の額×5%

(この他に、所得税・復興特別所得税が15.315%の税率でかかります。)

○ 支払を受けるべき特定株式等譲渡所得金額

- ① 源泉徴収を選択した特定口座（源泉徴収口座）における上場株式等の譲渡の対価
- ② 源泉徴収口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済の差益

3 納める方法は

特定株式等譲渡所得金額の支払いをする証券会社等が、特定株式等譲渡所得金額の支払いの際に、その額から特定株式等譲渡所得金額に係る県民税（県民税株式等譲渡所得割）を特別徴収し、1年分をまとめてその翌年の1月10日までに申告し、納めます。

※ 上記の特定株式等譲渡所得金額の支払があった個人は、当該譲渡に係る所得については申告をしなくてもよいことになっていますが、申告をした場合は所得割で課税され、所得割額から株式等譲渡所得割額が控除されます。

○ 市町への交付

県に納入された県民税株式等譲渡所得割のうち、59.4%相当額は、県内の市町に交付されます。

暮らしと税



お買い物や
お食事は、
地元や県内で！

消費税・地方消費税

国税 **県税**

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供など消費一般に広く公平に課される間接税です。消費税が課される取引には、併せて地方消費税も課税されます。

原則として、事業者が申告のうえ納める税金ですが、最終的な税の負担者は、商品などを消費し、またはサービスの提供を受ける消費者です。

1 納める人は

- 国内において課税資産の譲渡等を行う事業者
 - ※ 基準期間（個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として納税義務が免除されます。
 - ※ 免税事業者であっても、課税期間開始の日の前日までに所轄の税務署に「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより、課税事業者となることができます。
- 外国貨物を保税地域から引き取る人（事業者とは限りません）
 - ※ 保税地域とは、港や空港近隣で輸入が許可される前の貨物を一時保管できる場所として指定・許可された地域です。

2 納める額は

- 税率

区 分	標準税率	軽減税率
消費税（国税）	7.8%	6.24%
地方消費税（地方税）	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合 計	10.0%	8.00%

- ※ 軽減税率の適用対象
軽減税率の適用対象となるのは、次のとおりです。
 - ① 飲食料品の譲渡（酒類を除く食品の譲渡をいい、外食を含まない。）
 - ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡

- 計算方法

- ・ 国税の消費税の計算

$$\boxed{\text{消費税額}} = \boxed{\text{課税売上げに係る消費税額}} - \boxed{\text{課税仕入れ等に係る消費税額（※）}}$$

※基準期間（個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）の課税売上高が5,000万円以下の中小事業者は、原則的な計算方法に代えて簡易課税制度（課税標準額に対する消費税額に、該当する事業の「みなし仕入率」を乗じた金額を仕入控除税額とする計算方法）を選択することができます。

- ・ 地方消費税の計算

$$\boxed{\text{地方消費税額}} = \boxed{\text{消費税額}} \times \boxed{\text{地方消費税率（22/78）}}$$

・納付税額の計算

納付税額	＝	消費税額	＋	地方消費税額
------	---	------	---	--------

3 納める方法は

① 国内取引

・個人事業者

課税期間（原則として、1月1日～12月31日）の翌年の3月31日までに、税務署に申告し、納めます。

・法人

課税期間（原則として、事業年度）終了の日の翌日から2か月以内に、税務署に申告し、納めます。

② 輸入取引

外国貨物を保税地域から引き取る時までに、税関に申告し、納めます。

※ ①、②ともに、消費税および地方消費税を併せて申告、納付します。

○ 都道府県への払い込み

国は、地方消費税の納付があった月の翌々月の末日までに、都道府県に地方消費税相当額を払い込みます。それに伴い都道府県は、徴収取扱費を国に支払います。

○ 地方消費税の清算とは

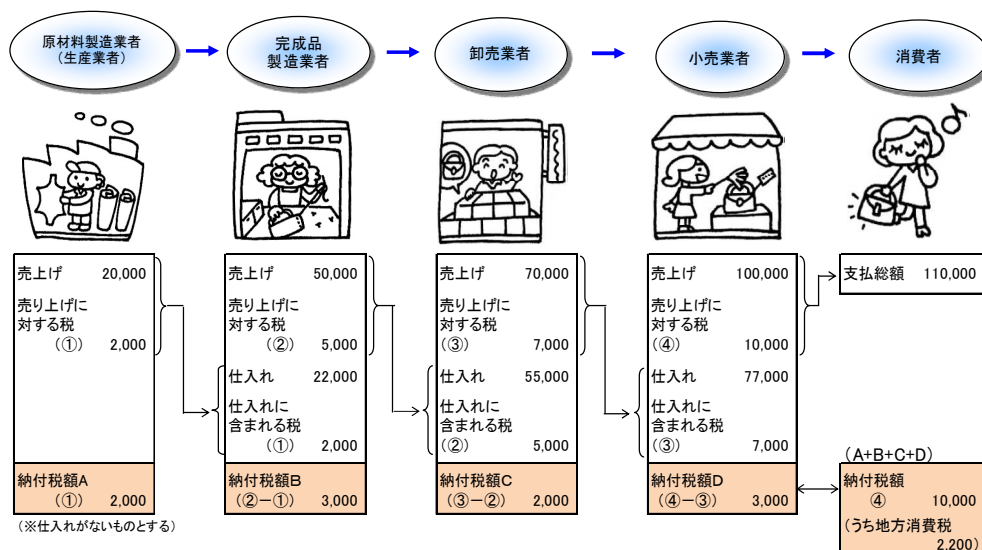
各都道府県に納付された地方消費税は消費に関連した基準（商業統計の小売年間販売額、経済センサス活動調査のサービス業対個人事業収入額および人口）によって、都道府県間で清算を行います。

○ 地方消費税の市町への交付

上記の清算を行った後の金額の2分の1は、県内の市町に交付されます。そのうち、一般財源分については、人口と従業者数によりあん分して交付され、社会保障財源分については、全額人口によりあん分して交付されます。

消費税・地方消費税の負担と納付の流れ

(合計税率10.0%の場合)



4 その他

複数税率に対応するものとして、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるために、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっています。

詳細については、以下の国税庁ホームページ特設サイトをご覧ください。

【特集 インボイス制度】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

たばこ税

国税

県税

市町税

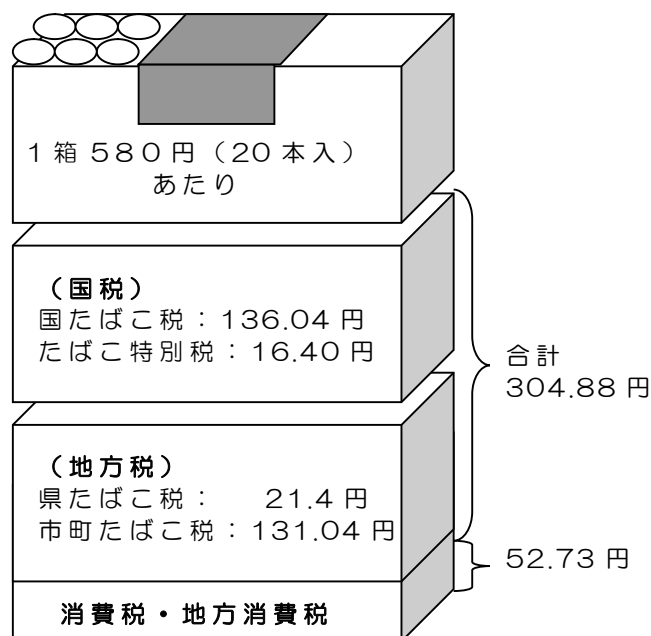
たばこ税は、たばこの消費に対して課される税金で、たばこの代金の中に含まれます。

1 納める人は

- ・国たばこ税は、製造たばこの製造者または輸入たばこの引取者
- ・県たばこ税・市町たばこ税は、たばこを国内（県内）（市町内）の小売販売業者に売り渡した卸売販売業者等

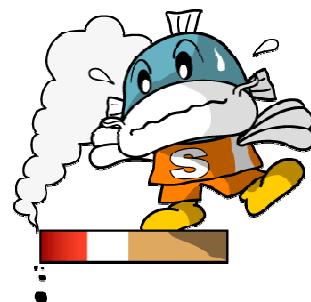
2 納める額は

< 代表的な紙巻たばこ1箱当たりのたばこ税等の税額 >



3 納める方法は

- ・国たばこ税は製造たばこの製造者が当月製造場の移出分を翌月末日までに（輸入たばこの引取者は引取分を引取時まで）国に申告して納付します。
- ・県たばこ税・市町たばこ税は卸売販売業者等が、当月売り渡し分を翌月末日までに県・市町に申告して納付します。



酒税

国税

酒税は、ビール、清酒、ウイスキーなどの酒類（アルコール分1度以上の飲料）に対してかかる税金で、酒類の価格に含まれており、製造者、輸入者が納税します。

種類		該当品目
酒 類	発泡性酒類	ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類
	醸造酒類	清酒、果実酒、その他の醸造酒
	蒸留酒類	連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ
	混成酒類	合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒

ビール
(633ml)



酒税額

126.6 円

清 酒
(1,800ml)



198.0 円

ウイスキー
(700ml)
(アルコール分 43%)



301.0 円

ゴルフ場利用税

県税

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用する人が負担する税金です。県内にゴルフ場は44か所あります。

1 納める人は

ゴルフ場を利用した人

2 納める額は

(県内のゴルフ場を利用した場合)

等級	1人1日につき
特 1 級	1,200 円
1 級	1,050 円
2 級	950 円
3 級	800 円
4 級	650 円
5 級	550 円
6 級	400 円

※ 等級はゴルフ場ごとにその規模や利用料金によって定められます。

3 非課税

- ① 18歳未満の人、70歳以上の人、障害者に対しては課税されません。
- ② 国民体育大会（令和5年1月から国民スポーツ大会に名称変更）や学校の授業などでゴルフをする時は課税されません。

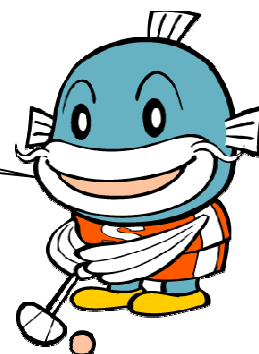
4 納める方法は

ゴルフ場の経営者が利用者から料金とあわせて受け取り、毎月分を翌月15日までに県（滋賀県の場合は中部県税事務所）に納入します。

5 市町への交付

ゴルフ場利用税の70%は、ゴルフ場が所在する市町に交付されます。

ゴルフをするなら県内のゴルフ場で！



狩猟税

県税

狩猟税は、狩猟者の登録を受けるときに課される税金で、もっぱら鳥獣の保護に要する費用にあてられる目的税です。

1 納める人は

狩猟者の登録を受ける人

2 納める額は

登録を 行う免許	区 分	狩猟税率
網 猟 免 許 ・ わ な 猟 免 許	下 記 以 外 の 者	8,200 円
	軽減税率適用者（下記のいずれかに該当する者） （１） 県民税の所得割額の納付を要しない者で、同 一生計配偶者・扶養親族に該当しない者 （２） 県民税の所得割額の納付を要しない者の同 一生計配偶者・扶養親族 （３） 同一生計配偶者・扶養親族に該当する者で、 農・林・水産業に従事している者	5,500 円
第 一 種 銃 猟 免 許 （ 装 薬 銃 ） ※ 空 気 銃 に つ い て も 使 用 可 能	下 記 以 外 の 者	16,500 円
	軽減税率適用者（下記のいずれかに該当する者） （１） 県民税の所得割額の納付を要しない者で、同 一生計配偶者・扶養親族に該当しない者 （２） 県民税の所得割額の納付を要しない者の同 一生計配偶者・扶養親族 （３） 同一生計配偶者・扶養親族に該当する者で、 農・林・水産業に従事している者	11,000 円
第二種銃猟免許（空気銃のみ）		5,500 円

- ◇ 空気銃のみを使用することを理由に第二種銃猟免許の登録を受けた方が、その後第一種銃猟免許の登録をされた場合は、第二種銃猟免許に係る狩猟税に加えて第一種銃猟免許に係る狩猟税が課税されます。
- ◇ 網猟免許とわな猟免許の両方の登録を受ける場合は、それぞれについて狩猟税が課税されます。
- ◇ 対象鳥獣捕獲員または認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の方が狩猟者の登録を受ける場合は、令和6年3月31日までは狩猟税がかかりません。
- ◇ 許可捕獲等をした方または許可捕獲等に従事した方が狩猟者の登録を受ける場合には、令和6年3月31日までは税率が2分の1（100円未満切り捨て）となります。

琵琶湖森林づくり県民税

県税

滋賀の森林は、琵琶湖の豊かな水を育み、県土を保全して県民の生活や財産を守るなど、極めて重要な公益的機能を有しており、琵琶湖や県民の暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。

琵琶湖森林づくり県民税は、琵琶湖森林づくり条例を踏まえ、琵琶湖と森林の関係を重視しながら、公益的機能の高度発揮に重点を置いた環境重視の森林づくりと、広く県民が森林に対する理解と関心を深め、県民協働による森林づくりを推進するという、新たな視点に立った施策を推進するために必要な費用に充てるため、平成18年4月から導入された税金です。

1 納める人は

- 個人：1月1日現在で県内に住所等のある人
- 法人：県内に事務所等のある法人等

2 納める額は

個人 年 800円

法人 年 2,200円～88,000円（法人県民税均等割の額の11%相当）

資本金等の額による区分	法人県民税均等割額	琵琶湖森林づくり県民税
50億円超	800,000円	88,000円
10億円超 50億円以下	540,000円	59,400円
1億円超 10億円以下	130,000円	14,300円
1千万円超 1億円以下	50,000円	5,500円
1千万円以下	20,000円	2,200円

3 課税方式

県民税均等割の額に一定額を上乗せする県民税均等割超過課税方式

4 税の用途は

税の用途を明確にする仕組みとして琵琶湖森林づくり基金を設置し、次の事業等の財源に充当します。

- (1) 環境を重視した森林づくりのための事業
 - ・ 陽光差し込む健康な森林づくり事業
 - ・ 次世代の森創生事業
 - ・ 森林を育む間伐材利用促進事業
 - ・ 里山リニューアル事業
- (2) 県民協働による森林づくりのための事業
 - ・ 協働の森づくりの啓発事業
 - ・ みんなの森づくり活動支援事業
 - ・ 未来へつなぐ木の良さ体感事業
 - ・ 森林環境学習事業

産業廃棄物税（法定外目的税）

県税

産業廃棄物税は、資源循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に係る経費に充てるための法定外目的税です。

1 納める人は

産業廃棄物を排出して、滋賀県内に設置されている産業廃棄物の中間処理施設または最終処分場に搬入する事業者

2 納める額は

産業廃棄物の重量^(注)
(課税標準)

× 1,000円/トン =

税 額

(注) 産業廃棄物税の課税標準となる産業廃棄物の重量は、次のとおりです。

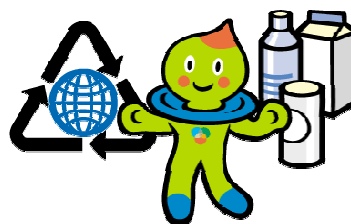
県内最終処分場への搬入の場合	当該産業廃棄物の重量
県内中間処理施設への搬入の場合	当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じた重量

処理係数

施設の区分	処理係数
焼却施設または脱水施設	0.1
乾燥施設	0.3
熱分解施設または発酵施設	0.6
油水分離施設	0.9
上記以外の中間処理施設	1.0

3 納める方法は

前年度（4月1日から3月31日までの間）の搬入量について、7月31日までに滋賀県西部県税事務所に申告し、算定した税額を納付します。



○ 免税点

前年度（4月1日から3月31日までの間）の課税対象となる搬入重量の合計が500トン以下である場合には、産業廃棄物税はかかりません。

○ 課税免除

（1）自社中間処理のための搬入

排出事業者が、産業廃棄物を県内の自社中間処理施設において処分するための搬入。

（2）県内中間処理施設における処分後の搬入

排出事業者の委託により県内中間処理施設において処分された後の産業廃棄物の搬入。

（3）他県との二重負担調整

産業廃棄物に関する税導入県の課されるべき施設に複数回にわたって産業廃棄物が搬入された場合のうち一定の場合。

（4）再生施設への搬入

県内中間処理施設等のうち、県が認定する再生の用に供される施設（再生施設）への所定の産業廃棄物の搬入。

4	税の用途は
---	-------

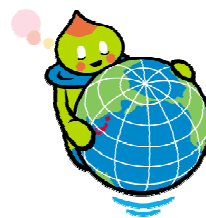
納められた税金は、

- ① 産業廃棄物の発生抑制
- ② 産業廃棄物の再生利用の促進
- ③ 産業廃棄物の適正処理の推進

等を図るための費用に充てることとしています。

★Column

法定外目的税とは・・・



- 地方公共団体が特定の使用目的や事業の経費に充てるため、地方税法に定めのない税目を条例で定めて設ける税をいいます。
- 産業廃棄物に関する税の他には、宿泊税（大阪府など）、乗鞍環境保全税（岐阜県）、遊漁税（富士河口湖町）などがあります。

県税の申告と納期限

税 目	申 告 期 限	納 期 限	方 法
個人県民税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日までに市町へ提出	給与支払者が6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに市町へ納入	特別徴収 (給与支払者が徴収する)
	公的年金等所得者については、年金保険者が公的年金等支払報告書を1月末日までに市町へ提出	原則、年金保険者が年金支払月(偶数月)に徴収して翌月10日までに市町へ納入	特別徴収 (年金保険者が徴収する)
	給与・公的年金等以外の所得者は3月15日(所得税の確定申告をした人は不要)	一般的には 6月、8月、10月および1月	普通徴収
法人県民税	確定申告は、事業年度が終了した日から原則として2か月以内	申告期限と同じ	申告納付
県民税利子割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	申告納入
県民税配当割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	申告納入
県民税株式等譲渡所得割	1月10日	申告期限と同じ	申告納入
個人事業税	3月15日(所得税の確定申告をした人または個人県民税の申告をした人は不要)	8月および11月 (税額が、10,000円以下の場合には8月のみ)	普通徴収
法人事業税	確定申告は、事業年度が終了した日から原則として2か月以内	申告期限と同じ	申告納付
地方消費税譲渡割	個人事業者の申告は、原則として3月末	申告期限と同じ(消費税とあわせて国(税務署)に申告納付します)	申告納付
	法人の申告は、原則として事業年度の終了した日から2か月以内		
地方消費税貨物割	課税貨物を保税地域から引き取るとき	申告期限と同じ(消費税とあわせて国(税務署)に申告納付します)	申告納付
不動産取得税	取得した日から60日以内	納税通知書で定められた日	普通徴収
県たばこ税	毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	申告期限と同じ	申告納入
軽油引取税	各月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納入 (申告納付)
自動車税環境性能割	登録または届出のとき	申告期限と同じ	申告納付 (証紙徴収)
自動車税種別割	登録のとき	5月	普通徴収
		登録のとき	申告納付 (証紙徴収)
鉱区税	取得、消滅または変更の日から7日以内	5月	普通徴収
固定資産税	1月末日(償却資産のみ要申告)	5月、7月、12月および2月	普通徴収
狩猟税	—	登録を受けるとき	証紙徴収
産業廃棄物税	7月末日	申告期限と同じ	申告納付

【納税方法の種類】

特別徴収…事業者など(特別徴収義務者)が、県に代わって納税者から税を受け取り、納めるものです。

普通徴収…県から納税者に納税通知書が送付され、その納税通知書により納めるものです。

申告納付…納税者が納める税金を申告のうえ、納めるものです。

申告納入…県に代わって特別徴収義務者が税金を受け取り、申告のうえ、納めるものです。

証紙徴収…県が発行する証紙などにより、納めるものです。

加 算 金

税を事実より少なく申告した場合や、期限後に申告したり、全く申告しなかった場合にかかります。

1. 過少申告加算金

期限内に申告した場合で、その申告額が実際より少なかった場合にかかります。

$$\text{過少申告加算金額} = \text{増差税額} \times 10\%$$

ただし、増額した税額が、期限内に申告した税額または 50 万円のいずれか大きい方の金額を超える場合には、その超える部分については 15%となります。

2. 不申告加算金

期限後に申告した場合または申告しなかった場合にかかります。

$$\text{不申告加算金額} = \text{納める税額} \times 15\% \quad (\text{税額が 50 万円を超える部分については 20}\%)$$

ただし、県の調査による決定があるべきことを予知しないで申告書を期限後に提出した場合は 5%です。

なお、申告書の提出が期限後 1 か月以内に行われ、税額が全額納期限内に納付されている場合は、かかりません。

3. 重加算金

作為的に税を免れるため仮装または隠ぺいした場合は、上記 1, 2 の代わりに重加算金がかかります。

重加算金額は、期限までに申告しているか否かによって次のようになります。

期限内に申告をしている場合	・ ・ ・ ・ 増差税額 × 35%
期限内に申告をしていない場合	・ ・ ・ 増差税額 × 40%

平成 29 年 1 月から、短期間に繰り返して不申告または仮装・隠蔽に基づく修正申告の提出等を行った場合、加算金の割合に 10%加算する措置が導入されています。

延 滞 金

納期限を過ぎて税金を納めると、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、次の率で計算した延滞金がかかります。

	本則 [①]	特例 [②]	備考
納期限の翌日から 1 か月を経過する 日まで	年 7.3%	▼R3.1.1～ 延滞金特例基準割合 + 1% (※ 1) ▽H26.1.1～R2.12.31 特例基準割合 + 1% (※ 2)	本則 [①]・特例 [②] のいずれか低い割 合が適用されます
納期限の翌日から 1 か月を経過した 日以降	年 14.6%	▼R3.1.1～ 延滞金特例基準割合 + 7.3% ▽H26.1.1～R2.12.31 特例基準割合 + 7.3%	本則 [①]・特例 [②] のいずれか低い割 合が適用されます

※ 1 延滞金特例基準割合：平均貸付割合（日本銀行が公表する前々年 9 月～前年 8 月における国内銀行の貸出約定平均金利の平均）+ 1%

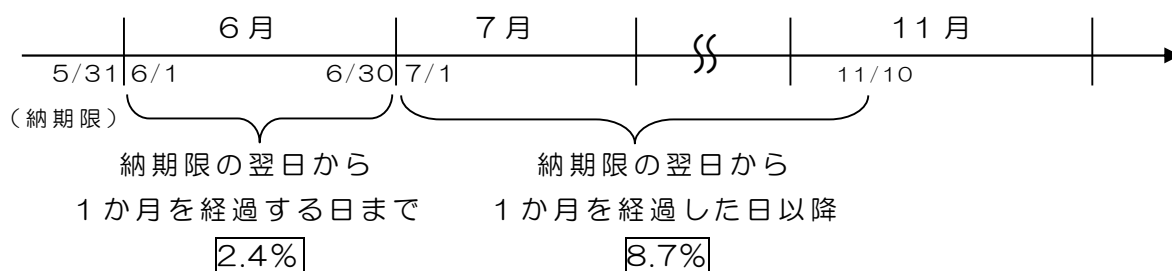
※ 2 特 例 基 準 割 合：貸出約定平均金利（日本銀行が公表する前々年 10 月～前年 9 月における国内銀行の貸出約定平均金利の平均）+ 1%

< H26.1.1～の延滞金 >

	納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	納期限の翌日から 1か月を経過した日以降
H26.1.1～	2.9%	9.2%
H27.1.1～	2.8%	9.1%
H29.1.1～	2.7%	9.0%
H30.1.1～	2.6%	8.9%
R3.1.1～	2.5%	8.8%
R4.1.1～	2.4%	8.7%

◎延滞金の計算方法（例）

納期限が令和4年5月31日の自動車税種別割34,500円を、令和4年11月10日に納税した場合。



[1] 納期限の翌日から1か月を経過する日まで (R4.6.1～R4.6.30)

$$34,000 \text{ 円} \times 2.4\% \times \frac{30}{365} = 67.06\cdots \rightarrow 67 \text{ 円}$$

(千円未満切捨)

(小数点以下切捨)

[2] 納期限の翌日から1か月を経過した日以降 (R4.7.1～R4.11.10)

$$34,000 \text{ 円} \times 8.7\% \times \frac{133}{365} = 1,077.84\cdots \rightarrow 1,077 \text{ 円}$$

(千円未満切捨)

(小数点以下切捨)

[1][2]の計算結果を合計する。

$$67 + 1,077 = 1,144 \rightarrow \underline{1,100 \text{ 円}}$$

(百円未満切捨)

★Column

納期限までに税金を納めないとうなるの？・・・

- 税金を納期限までに納めていただかないと、上記の延滞金が発生します。
- 税金を納期限までに納めていただかないと、督促した後、差押えを行うこととなります。
- 税金の滞納は、税金の無駄遣いになります。必ず納期限までに納めましょう。

納税の猶予・県税の減免

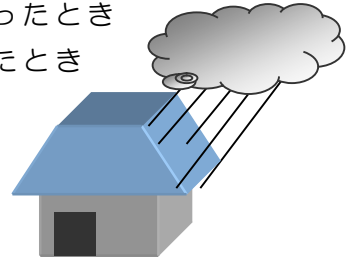
県税は、定められた期限までに納めなければなりません。次のような事情がある場合は、納税の猶予、減免などを受けることができます。

○ 徴収の猶予

次に該当するときには、申請により納税が猶予される場合があります。

納税を猶予される期間は1年以内（事情により最長2年まで）で、原則として担保の提供が必要です。

1. 本人の財産が災害（震災・風水害・火災など）や盗難にあったとき
2. 本人や生活を共にする親族が病気にかかり、または負傷したとき
3. 事業を廃止または休止したとき
4. 事業に著しい損失を受けたとき
5. 上記1～4と同様な事情があったとき



○ 換価の猶予

県税を一時に納付することにより事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある場合など一定の要件に該当し、納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その県税の納期限から6か月以内に申請することで、1年以内（事情により最長2年まで）の期間に限り、差押財産の換価や差押えの猶予が認められる場合があります。換価の猶予の申請には、原則として担保の提供が必要です。

○ 県税の減免等

災害で損害を受けたなどの理由により納付することができないと認められる場合には、申請により税金が減額または免除されることがあります。（減免等の要件、申請時期は、県税の種類ごとに異なっています。）

県税の救済制度

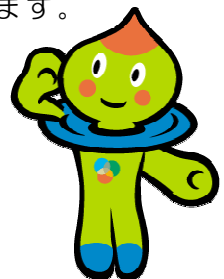
○ 更正の請求

申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見した時は、原則として法定納期限から5年以内に限り更正の請求をすることができます。

○ 不服の申立て

県税の課税・徴収の処分などについて不服がある場合には、原則としてその処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して「審査請求」をすることができます。

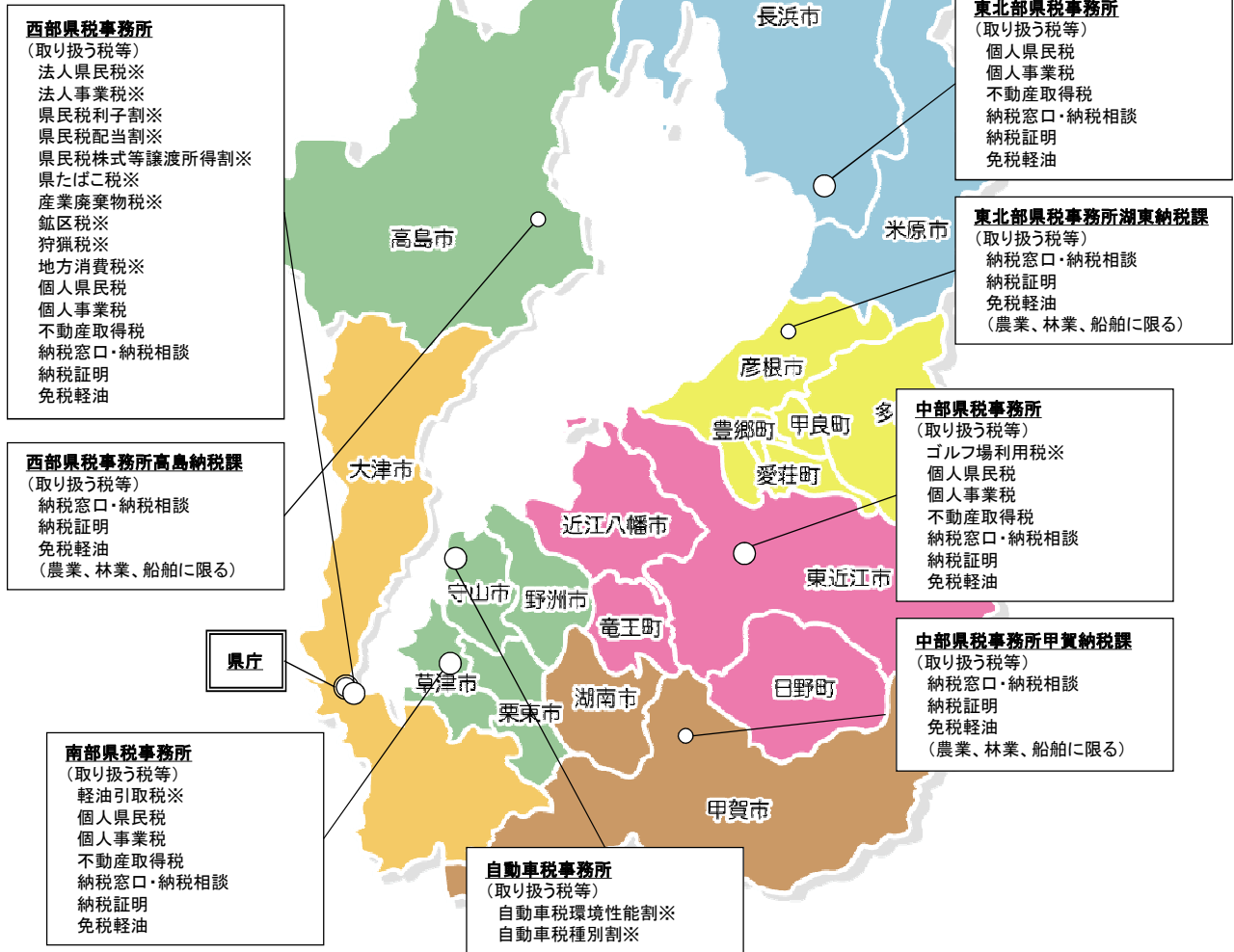
また、原則として審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に滋賀県を被告として「処分の取消しの訴え」を提起することができます。



県内の税金を取り扱う機関

県 税

県税事務所の所管区域



県税事務所の所在地

県税事務所	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
西部県税事務所	〒520-0807	大津市松本一丁目2-1	077-522-4331	077-526-0085
西部県税事務所高島納税課	〒520-1592	高島市新旭町北畑565 高島市役所1階	0740-25-8012	0740-25-2860
南部県税事務所	〒525-8525	草津市草津三丁目14-75	077-567-5406	077-566-0439
中部県税事務所	〒527-8511	東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7707	0748-25-2660
中部県税事務所甲賀納税課	〒528-8511	甲賀市水口町水口6200	0748-63-6106	0748-63-0439
東北部県税事務所	〒526-0033	長浜市平方町1152-2	0749-65-6606	0749-65-5776
東北部県税事務所湖東納税課	〒522-0071	彦根市元町4-1	0749-27-2206	0749-26-3391
自動車税事務所	〒524-0104	守山市木浜町2298-2	077-585-7288	077-585-7299

市 町 税

郡 市 町 名	電 話 番 号	〒	所 在 地
大 津 市	077-528-2707	520-8575	大津市御陵町3-1
彦 根 市	0749-30-6108	522-8501	彦根市元町4-2
長 浜 市	0749-65-6508	526-8501	長浜市八幡東町632
近 江 八 幡 市	0748-36-5505	523-8501	近江八幡市桜宮町236
草 津 市	077-561-2308	525-8588	草津市草津3-13-30
守 山 市	077-582-1115	524-8585	守山市吉身2-5-22
栗 東 市	077-551-0105	520-3088	栗東市安養寺1-13-33
甲 賀 市	0748-69-2128	528-8502	甲賀市水口町水口6053
野 洲 市	077-587-6040	520-2395	野洲市小篠原2100-1
湖 南 市	0748-71-2319	520-3288	湖南省中央1-1
高 島 市	0740-25-8116	520-1592	高島市新旭町北畑565
東 近 江 市	0748-24-5604	527-8527	東近江市八日市緑町10-5
米 原 市	0749-53-5115	521-8501	米原市米原1016
蒲生郡 日 野 町	0748-52-6570	529-1698	日野町河原1-1
竜 王 町	0748-58-3750	520-2592	竜王町小口3
愛知郡 愛 荘 町	0749-42-7690	529-1380	愛荘町愛知川72
犬上郡 豊 郷 町	0749-35-8119	529-1169	豊郷町石畑375
甲 良 町	0749-38-5064	522-0244	甲良町在士353-1
多 賀 町	0749-48-8113	522-0341	多賀町多賀324

令和4年4月1日現在

国 税

	電話番号	〒	所 在 地	管 轄 区 域
大津税務署	077-524-1111	520-8510	大津市京町三丁目1-1 大津びわ湖合同庁舎(4・5階)	大津市
彦根税務署	0749-22-7640	522-0062	彦根市立花町5-20	彦根市、愛知郡、犬上郡
長浜税務署	0749-62-6144	526-0037	長浜市高田町9-3	長浜市、米原市
近江八幡 税 務 署	0748-33-3141	523-8502	近江八幡市桜宮町243-2	近江八幡市、東近江市、 蒲生郡
草津税務署	077-562-1315	525-8510	草津市大路二丁目3-45	草津市、守山市、 栗東市、野洲市
水口税務署	0748-62-0314	528-8555	甲賀市水口町水口5587-3	甲賀市、湖南省
今津税務署	0740-22-2561	520-1623	高島市今津町住吉一丁目5-10	高島市

令和4年4月1日現在

税に関する情報が満載！

[国税庁ホームページ](https://www.nta.go.jp) <https://www.nta.go.jp>

* 様々な税に関する身近な情報を掲載しています。

県税の納税窓口

県税は、各県税事務所（納税課）や自動車税事務所の窓口のほか、次の金融機関等の窓口でも納付（入）することができます。

また、個人事業税等の納税は、口座振替を利用することも可能です。

□ 県の機関で直接納付する場合

「納税通知書」等をお持ちのうえ、お近くの県税事務所（納税課）または自動車税事務所へお越しください。

□ 金融機関またはコンビニエンスストアで納付する場合

「納税通知書」をお持ちのうえ、下記の窓口等にて納付してください。

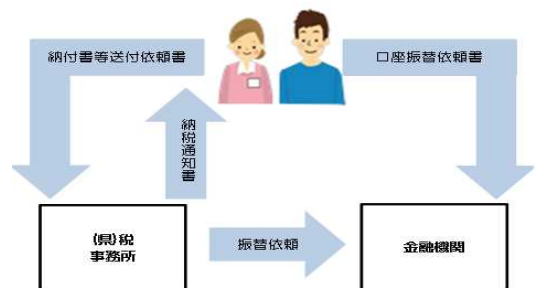
種 類	名 称	備 考
指定金融機関	滋賀銀行の本・支店・出張所・代理店	「指定金融機関」とは、県の公金の収納または支払の事務を取り扱う金融機関のことです。 「収納代理金融機関」とは、知事の指定に基づき、指定金融機関の取り扱う公金収納事務の一部のみを代理で取り扱う金融機関のことです。
収納代理金融機関	【 国内本・支店(ただし、農業協同組合は県内のみ) 】 みずほ銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、福井銀行、大垣共立銀行、京都銀行、関西みらい銀行、三井住友信託銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県民信用組合、滋賀県信用組合、京滋信用組合、近畿産業信用組合、近畿労働金庫、滋賀県信用農業協同組合連合会、県内各農業協同組合	
ゆうちょ銀行 または 郵便局	全国のゆうちょ銀行 または郵便局(ただし、一部の納付書では、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県および和歌山県の各府県内のゆうちょ銀行または郵便局のみ納付可。)	
コンビニエンスストア	【 全国の店舗 】 くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100、MMK設置店 (50音順)	※コンビニ納付用専用バーコードが印字されている納付書のみ使用可能。 ※指定期限を過ぎた納付書では、コンビニエンスストアでの納付はできません。

□ 口座振替による納付の場合

個人事業税および自動車税種別割については、あらかじめ指定した預金口座から振替納税することができます。この制度を利用すれば、納税のために金融機関等へ出向く必要がなくなり、大変便利です。

お申込みの際は、各（県）税事務所または県税取扱金融機関窓口へ備え付けの「県税口座振替依頼書」に、住所、氏名、預金口座番号や課税番号等、必要事項を記入し、預金通帳にご使用の印鑑を押印のうえ、取扱金融機関窓口へ提出してください。

※ただし、ゆうちょ銀行および郵便局では、ご利用いただけません。



□ スマートフォンやクレジットカードを利用して納付する場合

コンビニ納付用専用バーコードが印字されている納付書については、決済アプリ「Pay B」（無料）、「LINE Pay」（無料）、もしくは「PayPay」（無料）をダウンロードし、所要の登録を行ったうえ、スマートフォン等で専用バーコードを読み取ることにより、簡単に納付することができます。

また、自動車税種別割の当初課税分については、納付用のホームページから、クレジットカードを利用して納付することが可能です。（ただし、決済手数料 330 円が必要となります。）

いずれの方法においても「いつでも」「どこでも」「簡単に」納税することができ、大変便利です。

◆ 滋賀県ホームページもご覧ください ◆

県税に関するさらに詳しい説明やQ&A、お知らせなどを掲載しています。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/>

□ ホームページからは、各種届出書がダウンロードできます。

- ・ 納税証明書(交付請求書、委任状)
- ・ 不動産取得の申告書
- ・ 自動車税種別割住所変更・訂正変更届出書 他

□ 自動車税種別割の住所変更の手続きがインターネット上で行えます。

【 しがネット受付サービス 】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/21BG36010103>



令和 4 年度

わたしたちの県税

編集・発行

滋賀県総務部税政課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL (077) 528-3211 FAX (077) 528-4819

ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/>